

第2次城里町総合計画



# 城里町

## 第2次城里町総合計画

平成28年3月

平成28年3月  
城里町



# 第2次城里町総合計画



## ごあいさつ

平成17年2月に城里町が誕生し、早くも10年が経過しました。

この間、社会では、人口減少や少子高齢化が急速に進展し、産業及び就業構造の急激な変化を迎えておりますが、特に城里町においては若年層の流出もあいまって避けては通れない大きな課題となっております。

今後、これらの行政課題や多様化・複雑化する住民ニーズに対応し、平成28年度からの新たなまちづくりの指針とすべく、基本的な施策や事業等をまとめた「第2次城里町総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定いたしました。

新しい総合計画では、特に次の4点を施策の柱として取り組んでまいります。

第1に、働く場所をつくります。そのために企業誘致を進めます。

第2に、住みよい環境をつくります。そのために公園の整備や各種の子育て支援、高齢者の健康支援の充実などを進めます。

第3に、城里町に住んでいただく場所をつくります。そのために子育て世帯のため、住宅に関する各種施策の充実を行い、移住定住の強化促進に取り組みます。

第4に、城里町に住み続けたいと思う心を育てます。そのために町の歴史、文化、自然の素晴らしさを伝えていく取組を進めます。

本計画に定める各種施策の遂行により、「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」という第1次城里町総合計画から引き継いだ将来像の実現に向け、まちづくりを推進してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただいた城里町総合計画審議会委員や城里町議会議員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ等にご協力を賜りました町民の皆様に対し、心よりお礼を申し上げます。

平成28年3月



城里町長 上遠野 修

# 第2次城里町総合計画 目次

## 総論

1	策定方針	2
1	1. 計画策定の趣旨	2
2	2. 計画策定の視点	2
3	3. 計画の役割	3
4	4. 計画の構成と期間	3
2	城里町の概況と時代潮流	4
1	1. 城里町の概況	4
2	2. 城里町を取り巻く時代潮流	9

## 基本構想

1	基本理念	14
2	将来像	15
1	1. まちの将来像	15
2	2. まちづくりの基本方針	16
3	3. 計画の指標（将来人口）	18
4	4. 土地利用構想	19
1	1. 土地利用の基本方針	19
2	2. ゾーン別土地利用の方向	19
3	3. 地域資源や公共施設の集積ポイントを表す3つの「拠点」別土地利用の方向性	20
4	4. 都市軸の考え方～地域や資源間を結び交流を図る3つの「軸」	21
5	5. 地区別・利用区分別の土地利用の考え方	22
5	5. 施策の大綱	25

## 前期基本計画

### 第1章 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

第1節	計画的土地利用の推進	28
第2節	道路・交通体系の整備	29
第3節	上・下水道・河川の整備	31
第4節	公園・緑地の整備と緑化の推進	34
第5節	情報通信網の整備・充実	35
第6節	景観の形成	36
第7節	住宅地・住宅の整備	37
第8節	消防・救急体制の強化と防災の推進	39
第9節	防犯・交通安全対策の推進	41

### 第2章 健やかに暮らせるまちの実現

第1節	地域福祉の充実	44
第2節	子育て支援の充実	46
第3節	高齢者福祉の充実	48
第4節	障害者福祉の充実	50

第5節 保健・医療の充実	52
第6節 社会保障制度の充実	54
第3章 活力とにぎわいのあるまちの実現	
第1節 農林業の振興	58
第2節 商工業の振興	61
第3節 観光・レクリエーションの振興	63
第4節 新たな産業の誘致・育成	65
第5節 消費者保護の推進	67
第6節 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	68
第4章 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	
第1節 とともに社会を生き抜く力を身につける教育	70
第2節 安心して学べる教育環境の整備	72
第3節 生涯にわたって学べる環境の整備	74
第4節 郷土の文化の継承と文化財の保護	76
第5章 環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現	
第1節 自然環境の保全	78
第2節 循環型社会の形成	79
第3節 低炭素社会の形成	81
第6章 思いやりのある自治のまちの実現	
第1節 住民主体のまちづくりの推進	84
第2節 多様な交流の推進	86
第3節 人権尊重と男女共同参画の推進	88
第4節 行財政運営の合理化・効率化	90
第5節 広域行政の推進	92

## 資料編

1 策定経緯	96
2 城里町総合計画策定条例	98
3 城里町総合計画審議会条例	99
4 城里町総合計画審議会条例施行規則	100
5 城里町総合計画審議会委員	101
6 城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会設置要綱	102
7 諮問書	104
8 答申書	105
9 城里町国土利用計画	106

\*表紙・裏表紙の写真は「私の好きな城里」写真コンクール入賞作品から使用させていただきました。

表紙上から、「雪の高根山大山寺の鐘楼」萩谷正雄様、「爛漫の石塚薬師寺」飯村光様、「輝きの時」赤座賢様、「感じる秋」鈴木朝男様、「軽やかな音頭に乗って」盛田守様、「晩秋の鶏足山」加藤忠道様の作品です。

裏表紙上から、「白雲山小松寺」仲根正道様、「御前山の花火」小林郁子様、「清流に遊ぶ」大畠和良様、「清音寺雪景」富永幸男様の作品です。



# 総論

# 1 策定方針

## 1. 計画策定の趣旨

本町は平成 17 年 2 月 1 日に 1 町 2 村が合併し、城里町として新たに歩みはじめるにあたり、平成 18 年 6 月に策定した第 1 次城里町総合計画及び国土利用計画において、『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』を将来像として定め、様々な施策に取り組んできました。

その後、概ね 10 年が経過し計画の目標年次である平成 27 年を迎え、これに伴い、現在の社会情勢や、地方分権など、町を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに平成 37 年度を目標年次とした基本構想及び国土利用計画、併せて平成 32 年度を目標とした前期基本計画の策定を行いました。

また、国土利用計画は基本構想の一部（土地利用編）として一体的な構成としています。

## 2. 計画策定の視点

計画策定にあたっては、町の特性や魅力、社会情勢並びに町民のまちづくりへの思いを踏まえ、「あらゆる世代が安全・安心に暮らし続けられるまちづくり」、「みんなで進める協働のまちづくり」、「発信力のあるまちづくり」を次代へも継承していく必要があります。

本町にとっては、人口減少や急速な高齢化及び少子化、経済成長の伸び悩みや公共交通機関の縮小などに伴い、どのように地域コミュニティを維持していくかが課題といえます。また、那珂川流域の水害や丘陵部における土砂災害に対する町民の安全・安心を守る取組も必要です。

近年は、農林業を中心とした地域経済の低迷等に加え、雇用環境の変化による人口流出が続いており、本町の持続可能な発展を図る上で、新たな産業の創造と、本町の特徴といえる地域ごとの個性・資源・人のつながりを重視した新たな都市構造（多核連携型都市構造\*）の構築が大きな課題となっています。

一方、県都水戸市に隣接しながら、ふれあいの里やホロルの湯などの自然を活かしたいこいの施設も豊富であるなど、都市と自然との双方を享受できる良好な地理的条件に加え、かつて「鉄道駅を中心ににぎわっていたまち」、「一定の生活基盤が確立されていた小規模地域」などで構成される本町の特性を踏まえると、コンパクトで身の丈に合った暮らしが展開できる素地があるものと考えます。

また、全国各地で木材の新たな利用方策の研究・商品化や、希少農作物の栽培による地域活性化等の事例も見られることから、本町においても、今後既存産業の再活性化・担い手育成を視野に政策を立案・実施することが考えられます。さらに、これらの展開を進め、新たな産品・産業の創造による「城里ブランドの構築」などによる、発信力・知名度の向上に努めることも必要です。

そこで、町の目指す将来像の実現に向けた、まちづくりの方向性を、町民と行政のパートナーシップのもとで示すとともに、社会情勢の変化やこれまでの施策の達成状況等を踏まえ、限りある行政資源を有効に活用するため「選択と集中」の視点を携え、より効果的・効率的で実効性の高い計画を目指して策定しました。

\*多核連携型都市構造 都市機能を複数の拠点で分担し、公共交通機関などによって相互補完する都市の構造

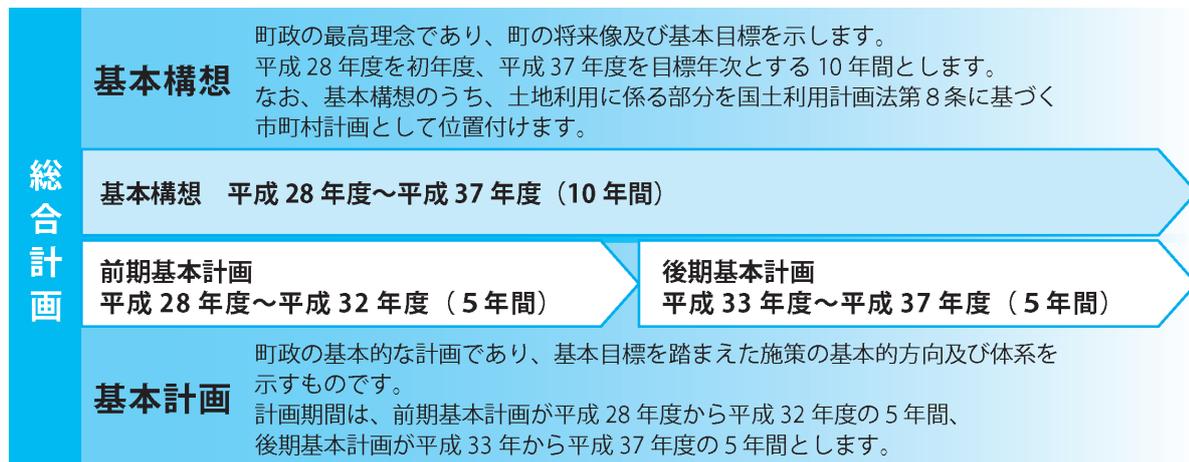
### 3. 計画の役割

この計画は、町の最上位計画として、まちづくりの基本方針を示すものであるとともに、行政全体を包括する計画として、町民と行政とのまちづくりの共通方針としての役割を位置付けています。

### 4. 計画の構成と期間

地方自治法による基本構想の策定義務は廃止されましたが、本町においては、平成25年12月に制定した「城里町総合計画策定条例」に基づき、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための計画です。

総合計画は、将来における城里町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、「基本構想」「基本計画」で構成しています。



## 2 城里町の概況と時代潮流

### 1. 城里町の概況

#### (1) 本町の位置と地勢

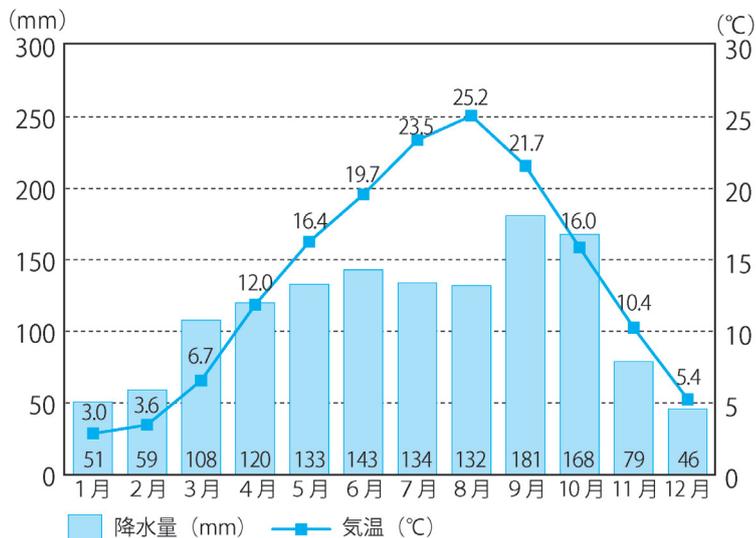
本町は、茨城県の西北部に位置し、南部は県都水戸市及び笠間市と接し、北東部は那珂川を境に常陸大宮市、那珂市と接しており、西部は栃木県茂木町に接しています。

城里町域の総面積は 161.80 k㎡で、約 61%を森林が占めています。東部是那珂川沿岸に開けた沖積平野地帯で、農地や宅地、工業用地などに利用され、国道 123 号沿線を中心に、多くの住民が居住しています。中西部は、八溝山系の南縁部の標高 200 m前後の丘陵地帯となっており、藤井川をはじめとする那珂川支流の多くの河川が起伏の激しい地形を作り出し、山林や農地、レクリエーション施設などに利用され、豊かな自然や歴史を感じる地域となっています。

本町の気候は、やや温暖な気候（年間平均気温 13.4 度）であり、いわゆる太平洋岸気候で、夏は高温多湿でむし暑く、冬は晴れた日が続いて乾燥し、梅雨期や秋は雨が多いのが特色となっています。



平均降水量と平均気温

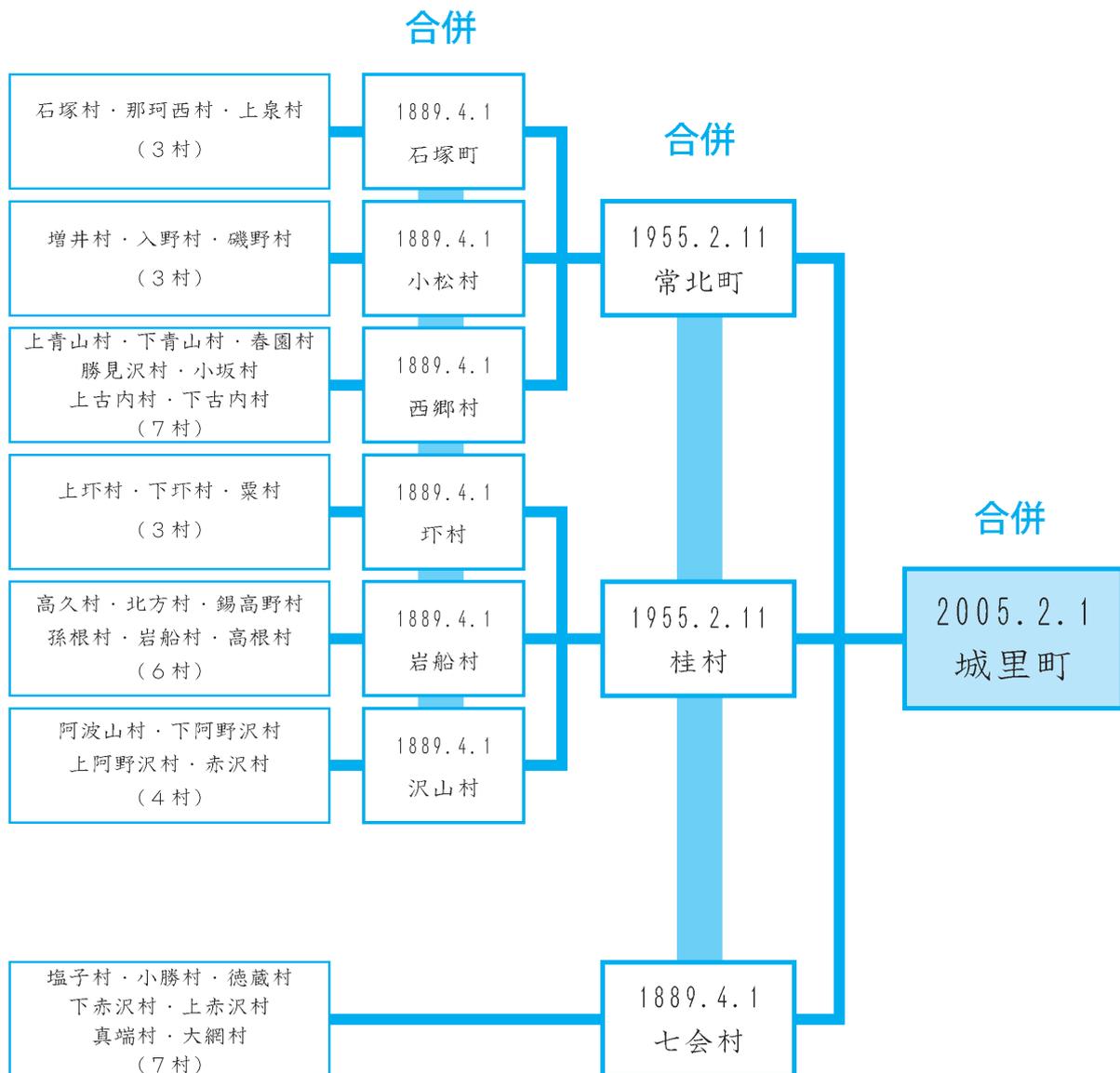


資料：水戸地方気象台

## (2) 本町の沿革

本町は明治22年(1889年)の明治の大合併(明治22年(1889年))と昭和の大合併(昭和30年(1955年))により、旧常北町、旧桂村、旧七会村が誕生し、平成17年(2005年)の平成の大合併により城里町が誕生しています。明治の大合併前の旧村名が現在の大字名として残っています。

### 城里町の沿革



### (3) 城里町の現状等の整理・分析

#### ①人口・世帯

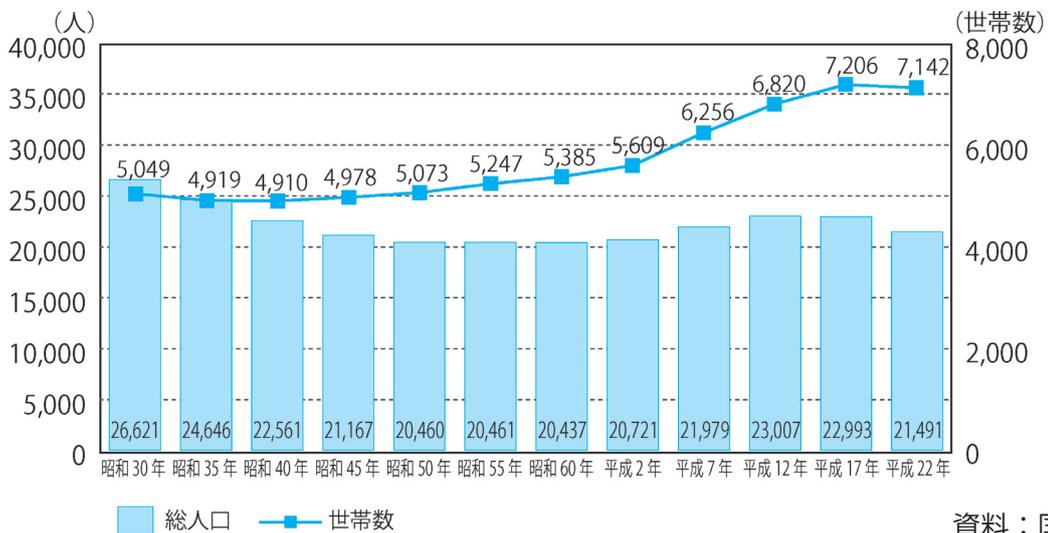
城里町の人口を国勢調査の5年ごとにみると、昭和30年から昭和60年まで減少傾向を示し、その後、平成12年まで増加となったものの、再び減少しています。

世帯数についてみると、昭和40年から平成17年まで一貫して増加していましたがその後は減少傾向で、平成22年では7,142世帯となっています。

人口が一時的に増加したものの、近年は減少傾向となっているのに対し、世帯数は長く増加傾向だったものから近年、減少傾向へと転じています。

世帯数の減少傾向は、若年層の世帯分離に伴う町外への流出が一因と考えられます。

#### 総人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

#### ②年齢別人口構成

年齢3階級別人口の推移をみると、「0～14歳」の年少人口は、昭和50年から一貫して減少、「15歳～64歳」の生産年齢人口は、昭和55年以降減少しており、一方、「65歳以上」の老年人口は、昭和50年から一貫して増加している状況で、少子高齢化が加速しています。

#### 年齢3階級別人口の推移

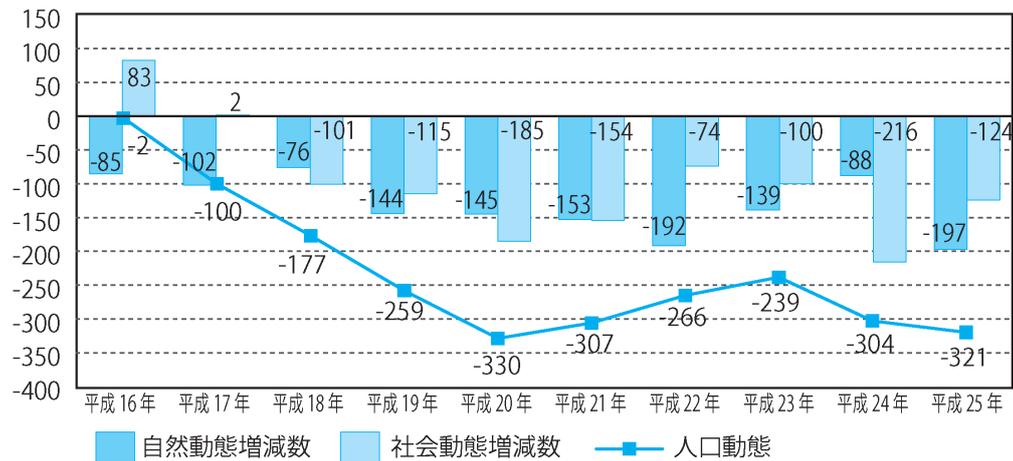


資料：国勢調査

### ③人口動態

平成16年から平成25年の自然動態は、死亡数が増加傾向にある一方で出生数は減少傾向で、長期的な減少が続いています。社会動態は、平成18年から流出超過となり、自然動態の減少傾向と相まって近年の人口動態年間250～300人の減少傾向にあります。

#### 人口動態の推移



資料：住民基本台帳年報より（各年度4月1日現在～3月31日）

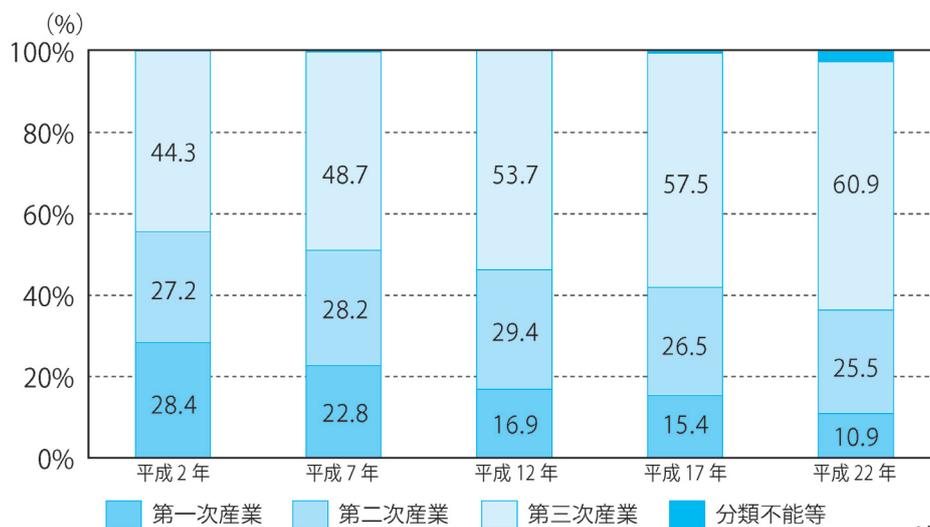
### ④就業者数

城里町の産業別就業者数の推移をみると、第一次産業就業者は平成2年では約28%を占めていましたが、平成22年には約11%と半数以下に減少しています。

第二次産業就業者は平成2年では約27%を占めており、その後増減しながらも、ほぼ横ばいの約26%となっています。

第三次産業就業者は平成2年では約44%を占めており、その後一貫して増加し、平成22年には約61%となっています。

#### 産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

⑤農業

販売農家数の推移をみると、平成2年から平成22年の間に936戸の減少となっています。

兼業農家数は第1種、第2種とも減少を続けていますが、専業農家数は減少傾向にあったものの、平成22年には平成2年とほぼ同数に増加しています。

販売農家数の推移



資料：農林業センサス

⑥工業

平成19年から平成23年までの工業の推移をみると、事業所数、従業者数とも減少傾向となっています。

製造品出荷額等は、平成21年度に大きく減少した後は、低めで推移しています。

工業の推移



資料：工業統計調査

⑦商業

平成11年度から平成24年度までの商業の推移をみると、商店数は減少傾向となっています。また、従業者数は1,000人前後で推移しています。

年間販売額は、平成19年度以降減少しています。

商業の推移

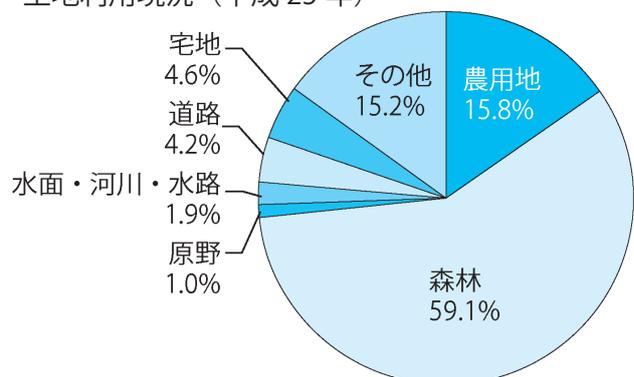


資料：商業統計調査

⑧土地利用

平成25年の土地利用現況をみると、森林が59.1%となっており、町の6割が森林で占められています。また、農用地も15.8%となっており、自然的土地利用の割合が高くなっています。

土地利用現況（平成25年）



## 2. 城里町を取り巻く時代潮流

### ■ 成長型（開発・拡大の時代）から成熟型（維持・管理・活用）への移行

#### （1）人口減少時代の到来と人口構造の変化

我が国の総人口は平成17年に減少へと転じ、人口減少時代に突入しました。長期の減少傾向に入ると推計される中、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）（以下、平成25年地域別将来推計人口と記す。）が公表されました。

本町は、昭和50年代以降、一貫して人口は増加していますが、平成22年をピークに減少に転じ、平成42年では16,423人となると予測され、今後も人口減少の傾向が続くと推計されています。

また、急速に少子・高齢化が進行しており、平成25年地域別将来推計人口においても城里町の年少人口割合は平成22年11.7%が平成42年（2030）7.3%まで低下し、長期的に少子化が進行することが予測されています。

次世代を担う子どもたちの児童虐待の防止などを含めて子育てを社会全体の問題としてとらえ、安心して子どもを産み、育てる環境づくりが必要です。

一方、老年人口割合は平成22年で既に27.8%と超高齢社会（21%以上）となっていますが、平成42年では43.4%となり、65歳以上の人口が約2人に1人となることが予測されています。

この急激なスピードでの高齢化はあらゆる分野で影響を与えるものと考えられ、今後は、特に、人口構成で大きなウエートを占める団塊の世代（昭和22～24年生まれの人）が高齢者となり、高齢者福祉や社会保障需要の増大が予測されます。社会保障制度の分野では、社会全体で要介護者を支える介護保険制度が発足しましたが、医療制度や年金制度の将来など、老後への不安は依然として残っており、福祉、医療の連携強化により、将来にわたって安心できる仕組みを構築する必要があります。

#### （2）価値観の変化（住民意識の多様化・心の豊かさを求める時代の変化）

「心の豊かさ」と「物の豊かさ」を重視する割合について、「心の豊かさ」を重視する割合が増加傾向となっており、人とのふれあいや内面的な充足度を求める人が年々、増えていることが伺えます。

物質的な豊かさから心の豊かさや家族とのふれあいを重視するようになるなど、町民の価値観・ライフスタイルが多様化し、こうした傾向は、今後も一層進んでいくものと予想されます。

特に、最近の着目すべき現象として、多様な働き方を選択する人の増加とともに、安定した職に就くことができない若年層を中心に、雇用環境の変化と格差の拡大が指摘されています。

我が国の雇用形態は、伝統的な正社員、年功序列賃金の流れがありつつも、派遣・契約社員など非正規社員の比率が高まる傾向が見られます。非正規社員は給与が正規社員に比べて低く、解雇もされやすいといった理由から、労働環境に関する課題が多く見られます。特に、ワーキングプア\*をはじめとした貧困問題や所得格差の広がり的问题が顕在化してきています。安定した雇用に就くことができないまま30歳代となった若者も見られ、社会の支え手として重要な役割を担う若者の生活が不安定であることは大きな問題といえます。

\*ワーキングプア フルタイムで働いても貧困から抜け出せない就業者

## ■ グローバル時代の到来

### (1) 地球的規模で対応が求められる環境問題（資源循環型社会／環境共生型社会）

近年、地球規模で気候変動の激化が進んでおり、それによる大規模土砂災害の発生やゲリラ豪雨など、過去に例をみない気象が相次ぎ、深刻な環境問題を引き起こしています。

本町には豊富な自然がある山間地や、那珂川をはじめ大小多くの河川が流れており、重要な自然資産となっています。しかし、耕作放棄地や管理が行き届かない山林が増加することにより、農作物への有害鳥獣による作物被害や、生物多様性の喪失などに影響を与えるとされることから、自然環境のバランスを維持しながら自然と共生していくことが求められます。

### (2) グローバル化する社会情勢、変ぼうする社会経済システム（経済の国際化）

グローバル化、ボーダレス化\*があらゆる分野で加速し、我が国のこれまでの発展を支えてきた、画一的、横並び志向の経済社会システムは、今や世界経済と一体化や多極化が同時に進行する様相を呈しています。

グローバル化は経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでいます。これにより、選択肢の拡大や国を超えた連携によって、新たな可能性や業務の効率化など様々なメリットがある一方、効率化の流れの中で一元化、単純化が進み、各々の国の持つ独自性の喪失が指摘されているとともに、人々の日常生活のリスクも拡大傾向にあると言われています。

### (3) 情報技術革新と交流の拡大

世界的にインターネットや携帯電話などの普及が進み、日常生活に深く浸透してきています。近年は、携帯電話に代わり、スマートフォンが普及してきており、場所にとらわれず、双方向での情報交換や即時的な情報共有が容易になってきています。

情報技術が進展する中で、時間と場所に縛られない働き方や、インターネット上での電子商取引が普及するなど、我々の生活に多様性と利便性がもたらされています。一方で、個人情報漏洩やインターネットを通じたいじめ、犯罪などの新たな問題も発生しています。また、インターネットを使えない人と使える人の情報格差が問題となっています。

地球上における従来の時間距離は大きく短縮され、高速通信の拠点機能や情報の受発信機能の重要性が高まってきました。しかし、これらの情報通信自体はツールであり、インフラやシステムを整備するだけでは地域活性化を実現することは難しく、地域の豊かな資源をこれらの情報網を活用し、地域住民の生活の質を向上させるための取組や工夫を広げていく仕組みを作っていくことが求められています。

町でも既に全町に光ファイバーによるブロードバンドネットワークが敷設されています。今後はこれを町民生活の向上や、企業誘致などに積極的に活用していくことが必要です。

\*ボーダレス化 インターネットの普及や企業の事業展開の拡大などで、国籍が意味をなさないほど国際的に広がっている現象

## ■ 依存から自立への変革

### (1) 地方分権型社会への移行（地域の自立／自治体の自己決定権と自己責任の拡大）

地方分権の進展により、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られてきました。基礎自治体の規模・能力の充実を図るため平成の大合併が行われました。その後、地方分権改革推進法が施行され、国と地方の役割分担の見直しが一層進められているところです。

地方自治は、地域のことは地域で考え、自ら解決し、それに対して自らが責任を持つことです。地方自治体は、良質な行政サービスの提供を目指すとともに、より自立性の高い、行政経営を目指した取組を推進していく姿勢が求められています。

### (2) 地域の独自性、主体性の重視（地域間競争／地域アイデンティティの再認識）

人々の価値観の多様化に伴い、暮らしの選択可能性も大きく広がってきており、また、交通体系や交通手段の整備により、日常生活や就業などの面で生活圏が拡大しています。技術の高度化や情報化の進展によって「人」「モノ」「資本」が国境を越えて移動するグローバル化、ボーダレス化があらゆる分野で加速していく中、地域づくり全般において地域間の競争をますます激しいものにしていきます。

地方分権の進展など地方自治体の置かれる環境が変化する中、各地域の特性や実情に応じた独自性の発揮が不可欠となっており、明確な地域アイデンティティ\*の構築に努めることが求められています。

### (3) 個人の自主選択（個性の尊重／自己実現型社会）

人々の価値観や生活様式も多様化し、一人一人の個人が様々な分野で自由な選択を求めるようになってきています。今後は、一人一人が、それぞれの価値観と責任に基づき、自己実現を図っていく傾向がさらに強まっていくものと考えられます。

多様化する生活のあり方を許容していくシステムの構築が求められるとともに、様々な分野について、多様な選択が可能となる社会づくりを進めていくことが求められています。

\*地域アイデンティティ 地域の特性や特徴、個性などの独自性

## ■ 連携・協力が自治体の総合力を高める時代に

### (1) 町民と行政の連携（まちづくりへの住民参画／協働）

近年、地域コミュニティやまちづくりをはじめ、様々な分野における住民参画・協働への関心がますます高まっており、都市部を中心に住民組織やグループ、事業者などがそれぞれの立場で行政活動に関心を持ち、協働のまちづくりを実践するなど、町民・NPO\*・事業者等と行政による協働の領域が拡大しています。

町民・行政の相互の協力体制を確立し、より効率的・弾力的な行政サービスの提供、町民の視点にたった行政サービスの提供に努めるなど、協働領域の拡大に対応するシステムの確立・強化が求められています。

### (2) 自治体相互の連携（地域づくりと行政運営の広域化／広域市町村合併）

行政サービスの向上と行政運営の効率化を図るために、地方自治体同士の連携強化や共同的事业の推進が求められ、国の方針としても広域行政の強化や広域連合の設置、市町村合併の促進などが打ち出されています。

道州制\*や定住自立圏構想\*など広域的な枠組みの流れも踏まえつつ、広域的な視野に立って行政運営やまちづくりを見直し、各自治体が有する特性や資源、社会資本などを相互に補完し、有効に活用していくための連携方策を多面的に検討していくことが必要です。

### (3) 男性と女性の連携（男女の平等／男女共同参画型社会）

男女平等教育の推進に加え、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備が進み、男女平等意識の高揚や女性の社会参加に対する支援が強化される一方、従来からの性別による役割分担意識や偏見などが依然として残っているのが現状です。男女がそれぞれの個性や能力を認めあい、それらが家庭や地域、職場などで十分に発揮され、責任を担いあう男女共同参画社会を構築していくことが必要です。

\* NPO 非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体 (Nonprofit Organization)

\* 道州制 北海道以外の地域に複数の州を設置し、それらの道州に現在の都道府県より高い行政権を与える構想

\* 定住自立圏構想 地方において、核となる市を中心に複数の市町村が連携して生活機能を確認し、人口定住の受け皿として形成される圏域を作る構想

# 基本構想

## 1 基本理念

これから城里町がまちづくりを進めていくための基本理念を、以下に掲げます。

### ■ まちの活性化に向けた戦略的な視点でのまちづくりへ

城里町を取り巻く状況として、人口減少時代の到来を迎える中、産業構造の変化や高度情報化、地方分権の進展などとともに、今後は様々な分野において都市間競争が本格化するものと予想されます。

このような状況に対応していくため、城里町では町民・企業と行政の協働に基づき、戦略的な視点にたったまちづくりを推進し、安全・安心に暮らせる、活気あふれる自立性の高いまちを目指します。

### ■ 豊かな自然と共生する“田園共存”のまちづくりへ

城里町は、農林業を主体とした産業構造と、それと調和した地域形成を図ってきました。町内では評価の高い米の生産、お茶の栽培・製造が永らく続いており、林業については政府の施策で付加価値産業化が図られようとしています。

このような地域性を踏まえ、本町にとって「田園環境」の保全は重要なもので、そのためには「環境」、「景観」、「歴史・文化」を重視すべきと考えます。

今後も、そうした「田園環境」と共存し、生活・産業基盤が確立・発展できる住みよいまちを目指します。

### ■ 地域コミュニティを基調とした住民自治のまちづくりへ

町民のニーズや価値観が多様化し、また国、地方ともに厳しい財政運営を強いられている今日、地方分権への確に対応していくためには町民と行政とのパートナーシップの確立が不可欠です。

地域がこれまでに培ってきた地域コミュニティを基調としながら、町民・企業と行政の役割分担を明確にし、地方自治の本旨である一体感のある住民自治のまちを目指します。

## 2 将来像

### 1. まちの将来像

まちづくりの基本理念をもとに、城里町が目指すまちの姿として、将来像を次のように定めます。

『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』  
みらいに続く城里らしさの追求と創造

城里町では、古くから水や緑の豊かで美しい自然の恩恵を受け、それらを活かしながら、人々がともに手を携えて日々の暮らしを支えてきました。

この地域は古代から栄えており、今も多くの遺跡や古墳が残っています。江戸時代には、那珂川の水運とともに那須街道が交易路として栄え、高野村（錫高野）での錫鉱発見に端を発し小勝や塩子でも金、銀、錫が盛んに採掘されていました。明治時代には、「黒澤止幾」が私邸を小学校に充て、我が国初の女性教師となりました。また、大正時代には茨城鉄道の運転開始により、石塚周辺は行政や産業の中心として発展しました。

その後、高度経済成長や都市化の進展、道路交通網の発達、都市化の進展による人口の増加などによって地域社会は大きくその姿を変えて来ました。

しかし、その中であって地域が持つ助け合いの精神は、現在にも受け継がれ、城里町のかげがえのない宝物となっています。

そして今、人口減少社会の到来など、さらなる時代の大きな転換期を迎え、新たな行政課題に対応していくため、城里町は、それぞれの地域が連携し、地域の力を結集した新しい枠組みを構築し、新しいまちづくりに臨んでいきます。

## 2. まちづくりの基本方針

以下の6つをまちづくりの基本方針と定め、まちの将来像である『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』の実現に向けたまちづくりを進めていきます。

### 1

#### 安全・安心な生活基盤のあるまちの実現《都市基盤・防災・防犯》

道路や上・下水道、公園など町の基本的な生活施設や、バスなどの交通網、情報網などの充実を図るとともに、町民の生活を包む自然環境を大切に、適切に商業地・工業地・居住地などを配置していきます。

また、町民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実、防犯交通安全の充実に努め、「安全・安心な生活基盤のあるまち」を目指します。

### 2

#### 健やかに暮らせるまちの実現《健康・福祉》

少子高齢社会や核家族化などの中で、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らせるように、地域ぐるみで福祉環境の向上を目指し地域福祉の充実に努めます。

高齢者福祉においては、高齢者が生涯にわたり健康で生きがいを持って暮らせるような支援を進めるとともに介護保険サービスの適正な運用に努めます。

すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援の充実に努め、障害者福祉においては、地域社会の中での自立支援、障害に対する意識啓発に努めます。

さらに、町民が健康で生き生きと暮らせるよう、町民の健康づくりを支援するとともに、医療体制の充実を図り、すべての人が「健やかに暮らせるまち」を目指します。

### 3

#### 活力とにぎわいのあるまちの実現《産業》

恵まれた自然環境の中で発展してきた農業や、古くからの地場産業である林業は、引き続き町の基幹産業として、さらなる充実を図ります。また、地元でとれた農産物や木材を地元で消費する地産地消を推進します。

国道123号バイパスの開通を踏まえ、優良企業の誘致による工業・新産業の育成に力を入れるとともに、身近な商業サービスの充実と商業施設の計画的な誘致を図ります。また、既存の企業のさらなる技術向上を促し、商工業の発展に努めます。

さらに、様々な地域資源の連携による新しい観光施策を促進することで交流人口の増大に努め、「活力とにぎわいのあるまち」を目指します。

## 4

## 人と文化を育む人間性豊かなまちの実現《教育・文化》

城里町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を目指し、幼児教育、学校教育の充実に努めます。幼児教育にあっては、家庭教育を含めた教育環境の向上を目指し、幼・保・小の連携を強化するとともに、義務教育にあっては、確かな学力の定着、地域の特色を活かした教育を推進します。

高齢社会の進展や価値観の多様化が進展する中、生涯を通じて「学び」への欲求が高まっており、いつでも、どこでも、誰でも充実感を持って学び、スポーツ・レクリエーション活動にも参加できる環境の充実に努めます。

さらに、これまで育まれてきた地域文化を守りながら、地域の歴史・文化を保存していくとともに郷土愛を育み、地域に根ざした新しい文化の創造や、町民の主体的な芸術・文化活動を積極的に支援していくなど、「人と文化を育む人間性豊かなまち」を目指します。

## 5

## 環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現《環境》

地球規模での環境問題へ対応していくため、温室効果ガス\*発生への抑制や再生可能エネルギー\*導入の検討など地球環境の保全を図るとともに、本町の貴重な財産である自然環境の保全に努めます。また、次代に向けて持続可能な循環型社会を構築するため、ごみの減量化、リサイクルの推進などにより、「環境にやさしく、豊かな自然と共生するまち」を目指します。

## 6

## 思いやりのある自治のまちの実現《自治・コミュニティ・行財政》

厳しい経済環境の中で、自立したまちを目指すためには、抜本的な行政改革とともに、町民一人一人の姿勢や、人と人、町民と行政のつながりが大切です。人と人、人と行政とがしっかりとした信頼関係を確立し、それぞれの役割分担を明確にしながら、それぞれを思いやりながら協働・連携し、責任を持って役割を遂行していくことが必要です。また、必要に応じて周辺地域とのさらなる連携も進めながら「思いやりのある自治のまち」を目指します。

\*温室効果ガス

オゾン、二酸化炭素、メタンなど、大気圏にあって地表から放射された赤外線の一部を吸収・放出することにより、熱を保つ気体のこと

\*再生可能エネルギー

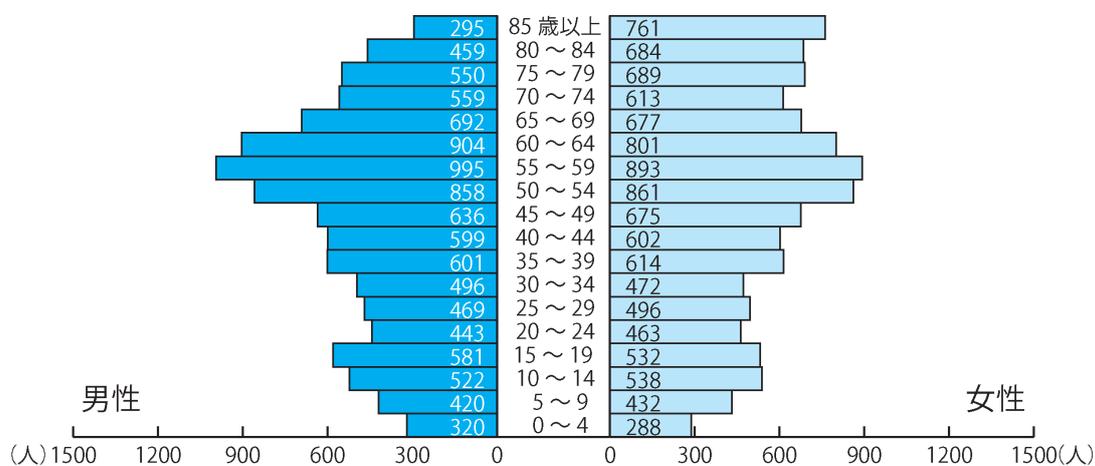
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱など自然界に存する熱、バイオマスなどエネルギー源として永続的に利用することができるもの

### 3 計画の指標（将来人口）

これまで増加を続けていた本町の人口も平成 17 年から平成 22 年の国勢調査では、減少傾向に移ってきました。少子高齢化が進行する中で、人口構成においても、今後さらに年少人口は減少し、高齢者の割合は増加するものと考えられます。

本町は、これまでも町営住宅の建設や雇用の確保、子育て支援等の福祉施策など人口増加策に努めてきましたが、急激な人口減少の社会潮流の中で、このままではさらなる人口減少が加速していくことは免れません。また、その結果として人口構成も図に示すように、65 歳以上の割合が急激に増加する一方で、子育て世代である 20～30 歳代の急激な減少と、それに伴う年少人口の先細りが生じ、壺型から逆ピラミッドの形態へと変化してしまいます。

城里町の人口構成（平成 22 年 10 月 1 日 国勢調査）



人口減少の主な要因としては、以下のものが考えられます。

- 少子化による新生児の減少
- 高齢者の増加に伴う自然減の拡大
- 雇用の場や進学による若者世代の転出

人口が減少すると、現在の施設や都市基盤などの社会ストックに余剰が生じ、その維持負担が増大するとともに、未来を託すべき子どもたちや、社会を支える若者達が減少し、町全体の活力が薄れてしまいます。

これに対応するため、これまで以上に、安心して子育てできる環境づくりのための施策や、子育て世代のファミリー層が入居しやすい宅地や住宅の供給、地域の特徴を活かした多様な雇用の場の確保、高齢者が元気に長生きできるような予防医療やバリアフリー化など各種の高齢者対策、公共交通などの充実や生活サービス施設の誘致などによる利便性の向上など様々な施策を集中的に展開することにより、持続可能なバランスの良い人口構成を目指します。

このようなことの積み重ねにより、平成 37 年の城里町の目標人口を 18,500 人とします。

**平成 37 年の目標人口 18,500 人**

## 4 土地利用構想（第2次城里町国土利用計画）

### 1. 土地利用の基本方針

城里町の目指すべき将来像『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち ～みらいに続く 城里らしさの追求と創造～』を実現するため、地域の特性を活かした都市的、自然的な機能拠点を配置しながら、安全で安心して暮らせる生活環境の確保とまちの再生を図ることを基本に、長期的・計画的な土地利用を推進するものとします。

なお、城里町の今後10年間の土地利用の構想については、「国土利用計画（全国計画）―第四次―」（平成20年7月策定）及び「茨城県国土利用計画（第四次）」（平成21年3月策定）で示された土地利用方針を基本とし、国土の適正な利用と良好な生活環境の確保を図り、さらなる発展と安定を目指します。

#### （1）自然環境と共存する地域づくり

城里町は、現在も、保水機能や豊かな自然環境、農山村景観を有しています。

今後も水戸市等の都市部に隣接するという立地特性を活かしつつ、豊かな田園環境・景観を保持しながら、様々な知恵と仕組みを持って、生活基盤が継続的に確立できる地域づくりを図ります。

#### （2）それぞれの地域の特性を活かし地域間の一体化を目指したまちづくり

土地の利用は、その土地が本来持っている「自然的要素」に加えて、「生活や産業の要素」、「基盤整備の状況」、「それぞれの地域の特性」により、地域の性格・役割が整理されます。この地域の特性により規定される分類を「ゾーン」とし、中心的役割を担う地区を「拠点」として位置付け、これらを連携する連携軸の形成を図ります。

#### （3）広域幹線道路等の都市基盤整備の波及効果を活かした都市づくり

「常磐自動車道」水戸北スマートインターチェンジの本供用（平成21年4月1日）は、城里町における自動車による広域移動の利便性を格段に向上させました。また、町東部を南北に貫く国道123号バイパスの整備も進められています。

これを契機に、計画的な沿道土地利用の誘導を図り、城里町の域間、さらには他地域間との「ひとつものの流れ」を活発化させ、良い波及効果を町内に広げるような地域づくりを図ります。

### 2. ゾーン別土地利用の方向

#### （1）市街地ゾーン（住宅地、その他の宅地、水面・河川・水路、原野など）

市街地ゾーンは、石塚、阿波山を中心に形成される市街地地域で、水戸市や水戸北部中核工業団地に隣接した立地から、住宅や郊外型商業など生活関連機能が集積しており、主に宅地等の土地利用がなされています。

今後このゾーンは、国道123号バイパスの開通を契機に、適切な沿道土地利用の誘導を図るとともに、下水道等の整備や道路網の整備等生活基盤の整備を図り、計画的な土地利用により適正な市街地を誘導し魅力ある生活環境づくりに努めます。

## (2) 田園居住ゾーン（農用地、森林、水面・河川・水路、原野、住宅地、その他の宅地など）

田園居住ゾーンは、東部の那珂川沿いから中央部に広がる農業地帯であり、利用区分上、農用地、森林などを中心に、集落等の住宅地が点在しています。

このゾーンは緑地や河川などの身近な自然環境や農村景観の保全に努めるとともに、生活基盤を整備し、居住環境の形成を図りながら快適で暮らしやすいまちづくりを目指します。

また、畑や水田の田園地帯であることから、農業の振興を図るとともに体験型農業等による他地域との交流の場としての活用に努めます。

## (3) 自然環境ゾーン（森林、農用地、原野、住宅地、その他の宅地など）

自然環境ゾーンは、西部から北部にかけて広大な広がりを見せる森林空間で、合間に集落が形成されており、利用区分上、森林、農用地、原野などを中心に、住宅地（集落）、その他の宅地などを含みます。

このゾーンは、恵まれた自然環境を保全するとともにレクリエーション空間として森林の持つ健康休養機能を活用し町民と訪問者が交流するゾーンとして、各種観光施設の活用や、アクセス道路の整備や回遊性の確保を図ります。

また、安全・安心を確保する、自然災害に対する対応等に努めます。

## 3. 地域資源や公共施設の集積ポイントを表す3つの「拠点」別土地利用の方向性

### (1) 市街地拠点

石塚、阿波山を中心とした商業・医療・業務関連施設が立地する地域においては、町民の生活利便性を図るため、機能集積を図ります。

また集積した機能が十分に稼動し、町内各地域との人の交流が図れるよう、公共交通基盤確立のための各種方策も併せて取り組みます。

### (2) ふれあい健康拠点《地域交流拠点》

保健福祉センター、健康増進施設等をふれあい健康拠点とし、すべての人が健康で安心して暮らせるよう保健・福祉・医療の充実を図り、地域交流を醸成できるような拠点づくりに取り組みます。

### (3) 自然交流拠点《広域交流拠点》

自然に恵まれた地域にある、ふれあいの里、ホロルの湯、うぐいすの里、物産センター山桜、山びこの郷、御前山県立自然公園（特産品直売センターかつら（道の駅））周辺を交流拠点として位置付け、連携を図ることによって、自然環境を活用した観光レクリエーションの振興を図ります。

## 4. 都市軸の考え方～地域や資源間を結び交流を図る3つの「軸」

### (1) 都市交流軸（道路、住宅地、その他の宅地など）

国道123号を中心とした水戸市につながる交流軸で、利用区分上、道路、住宅地、その他の宅地などを含みます。

国道沿道には住宅地や郊外型商業などの生活関連機能が形成されており、町民の社会生活を支える基軸とします。

### (2) 観光・レクリエーション交流軸（道路、その他の宅地、森林、農用地など）

県道水戸茂木線を中心とした、都市部と自然環境ゾーンを結ぶ交流軸は、利用区分上、道路、その他の宅地、森林、農用地などを含みます。

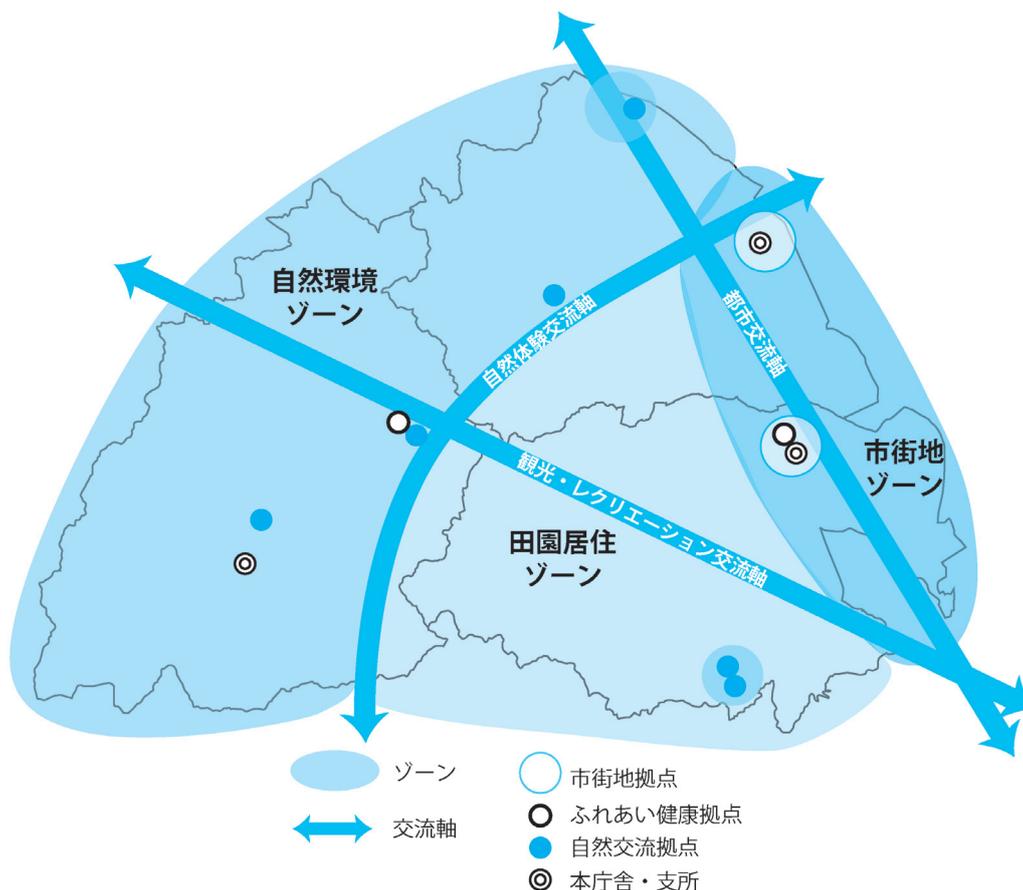
常磐自動車水戸北ICから、ツインリンクもてぎに通じる軸の沿線には、物産センター山桜やふれあいの里キャンプ場などの観光施設やゴルフ場などがあり、都市住民に自然とのふれあい、やすらぎを与える誘引要素の基軸とします。

### (3) 自然体験交流軸（道路、その他の宅地、森林、農用地などを含む）

県道阿波山徳蔵線を中心とした、笠間方面と常陸大宮方面を結ぶ交流軸は、利用区分上、道路、その他の宅地、水面・河川・水路、森林、農用地などを含みます。

那珂川の支流や森林など豊かな自然環境の中に散在した地域資源の連携を図り、自然の魅力を体験できる新たな交流の基軸とします。

土地利用ゾーニング図



## 5. 地区別・利用区分別の土地利用の考え方

### (1) 地区区分の前提

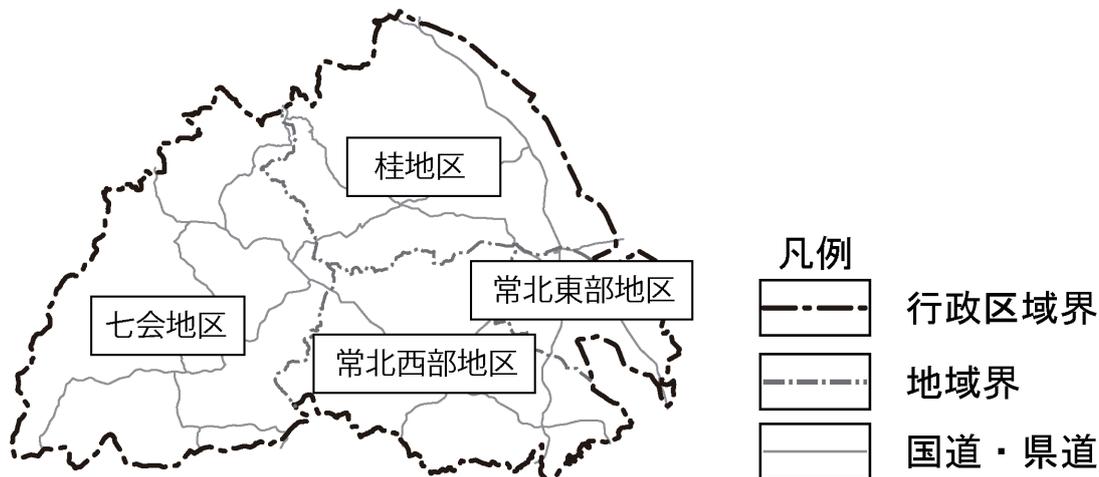
地区区分は、自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して設定するものとします。

### (2) 地区の区分

地区区分と概要

地区区分		地区の概要
常北東部地区	常北都市計画区域	この地域は、東に那珂川を介し那珂市、南に水戸市と接しており、全域が常北都市計画区域となっています。 この地域は、那珂川流域の低地に農用地が広がり、那珂西から石塚にかけての台地には、国道 123 号や主要地方道石岡城里線や日立笠間線などが通り、これらの主要幹線道路に囲まれた本庁舎の周辺地区には、本町の中心市街地が形成されています。
常北西部地区	常北都市計画区域外	この地域は、東から南を水戸市に接しており、常北都市計画区域を除く旧常北町の区域です。地域内を主要地方道水戸茂木線、石岡城里線、日立笠間線などの主要幹線道路が通り、これらの幹線道路の沿道などを中心に、集落や農用地が形成されています。
桂地区		この地域は、北から東にかけて那珂川を介し常陸大宮市及び那珂市に接しており、那珂川をはじめとする水と緑に恵まれた御前山県立自然公園を中心に広がる旧桂村の地域で、国道 123 号や県道阿波山徳蔵線、錫高野石塚線などの幹線道路の沿道を中心に市街地や集落が形成され、さらに那珂川やその支流の沿川に農用地が連なっています。また、北方の工業地域を中心に工場も立地しています。 この地域の最北部に位置する「特産品直売センターかつら（道の駅）」は、地元特産品の販売や御前山を始めとする地域の周辺観光の拠点として、地元活性化の一翼を担っています。
七会地区		この地域は、北は常陸大宮市、南は笠間市、西は栃木県茂木町に接しており、地域の総面積の約 77% を森林が占めている旧七会村の地域で、主要地方道水戸茂木線、県道阿波山徳蔵線などの幹線道路の沿道を中心に市街地や集落が形成され、さらに、谷あいによって流れる河川の沿川に農用地が連なっています。 この地域に位置する物産センター「山桜」は、地元農林業を活かした新たな都市交流事業を展開しており、地域活性化の重要な役割を担っています。

地区区分図



### (3) 地区区分ごとの土地利用の基本方向

#### ①常北東部地区

市街地では、民間事業の適切な誘導等による住宅地整備を計画的に推進するとともに、道路・公園などを計画的に配置し、良好な市街地の形成を図ります。

魅力ある農村景観を形成している那珂川流域に広がる農用地では、ほ場の整備や農村環境の整備に努めます。

茨城県から保安林の指定を受けている寺沢、<sup>だんのみだいら</sup> 榎木平干害保安林や那珂西から石塚にかけての斜面部などに残る斜面林、台地部に見られる平地林などは、地権者の協力と理解を得ながら積極的な保全を図ります。

那珂川及びその支流については、地域住民の生命・財産を保全するために、国・県に治水事業の促進を要望するとともに、関係市町村と連携して流域内の保水、湧水機能の保全に配慮した河川整備を促進します。

#### ②常北西部地区

農用地については、農地の有効活用を図るため、農地の利用集積を進めるとともに、農地の荒廃を防止し、保全を図ります。さらに、民間農園を活用した体験農業等を検討し、農地の多目的な活用に努めます。

藤井川ダム周辺には、豊かな自然の中でキャンプ等が楽しめるふれあいの里やホロルの湯などの観光施設があり、国指定重要文化財をはじめとする有形文化財や史跡、小松寺など、当地区について観光地としての活用を促進します。

また、水戸市の近い立地条件を活かし、ベッドタウンとしての定住促進に努めます。

森林については、豊かな自然環境を地域の財産としてとらえ、それらの良好な自然環境の保全を推進します。

#### ③桂地区

那珂川流域に広がる農用地では、農業生産基盤整備事業の実施などにより、生産性の高い農業の振興に努めます。また、散在している農村集落については、その総合的整備を進めます。

遊休農地等については、農地の有効活用を図るため、農地の利用集積を進めます。

また、農地の荒廃を防止し、保全を図るため、優良農地の保全や、遊休農地の多目的な活用に努めます。

本町の貴重な自然資源である御前山県立自然公園については、自然環境との調和を図りながら、観光・レクリエーションの場として活用と新たな観光施策を促進し、集客力の増大を図ります。

国道123号沿いの住宅地域では、生活道路の整備拡充や下水道、公園等の都市基盤整備を図り、緑空間の確保や安全性に配慮した良好な居住環境づくりなどに努めます。

また、国道123号バイパスの開通を踏まえ、優良企業の誘致を図り、新たな産業の育成に努めます。

#### ④七会地区

森林地域は、治水事業、造林事業などにより保全を図るとともに、木材などの付加価値製品化による林業振興に努めます。

農用地については、農地の荒廃を防止し、保全を図るため、ブランド米の「ななかいの里コシヒカリ」を産んだ優良農地の保全や、遊休農地の多目的な活用に努めます。

本町の最高峰の山である鶏足山等山間地域については、水源涵養機能や山地災害防止機能、あるいは生活環境保全機能、保健休養機能など、森林の有する複合的な機能が十分発揮されるよう、自然環境との調和を図るとともに、ホテルなど自然の生態系が残る七会の環境を活かした観光・レクリエーションの場として活用を図ります。

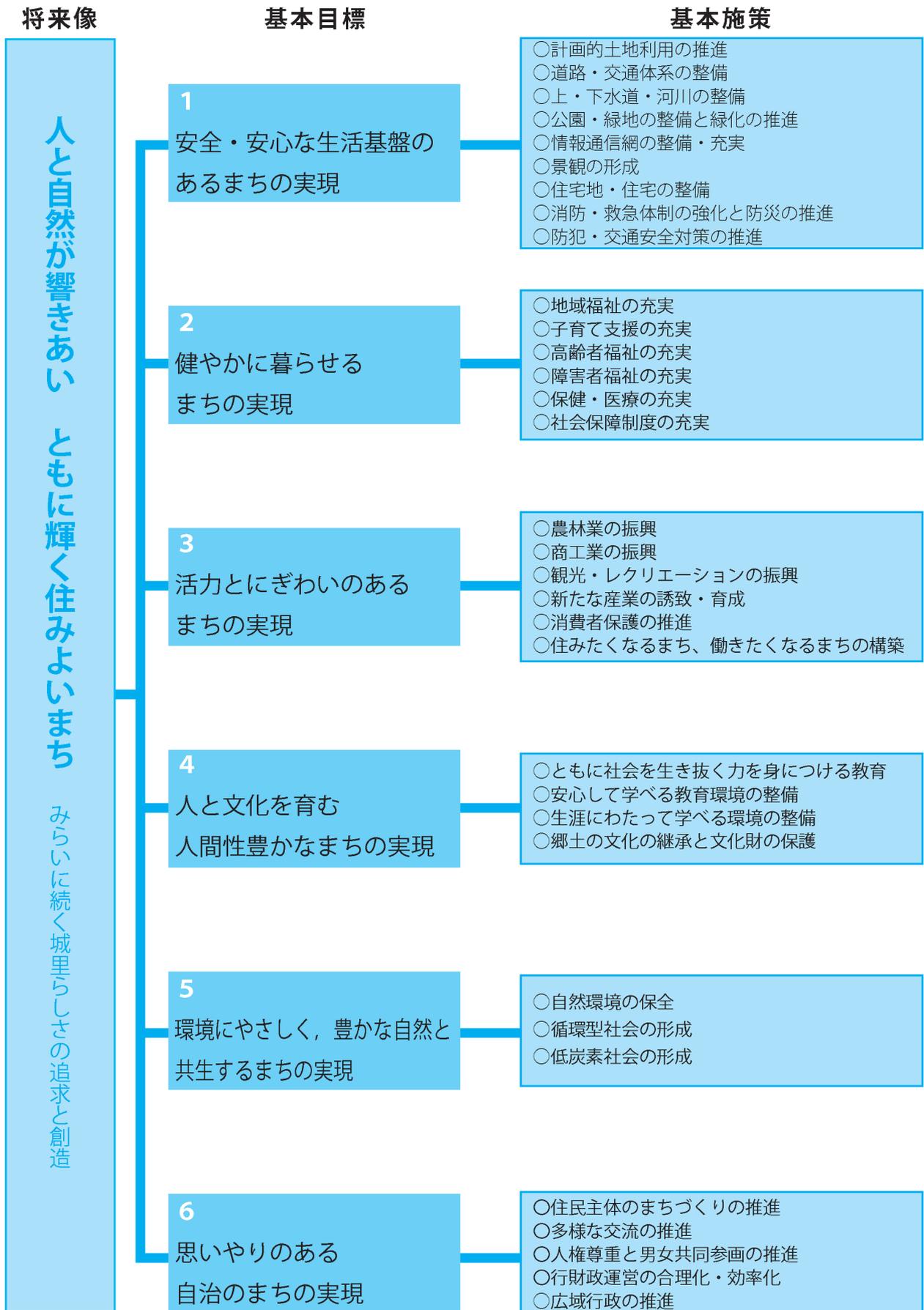
また、町道についても、整備推進を図るとともに、道路環境の整備を図ります。

さらに、人口減少が著しい地区などを中心に、民間による住宅整備を推進し、町外からの定住促進に努め、公有地売却や優良な空き校舎を活用した企業誘致や観光の振興を推進します。

田園風景



# 5 施策の大綱





# 前期基本計画

- 第1節 計画的土地利用の推進
- 第2節 道路・交通体系の整備
- 第3節 上・下水道・河川の整備
- 第4節 公園・緑地の整備と緑化の推進
- 第5節 情報通信網の整備・充実
- 第6節 景観の形成
- 第7節 住宅地・住宅の整備
- 第8節 消防・救急体制の強化と防災の推進
- 第9節 防犯・交通安全対策の推進

## 第1章

安全・安心な生活基盤のあるまちの実現

## 第1節 計画的土地利用の推進

### 現況と課題

本町は、県都水戸市の北西部に位置し地形は丘陵・山間部で構成されています・総面積161.80km<sup>2</sup>を有し、地形は東西に約19.0km、南北に約13.0km、北を頂点に南に向かって広がる形状となっています。西部から北部が全町の約61%を占める緑豊かな森林地域となっているほか、那珂川支流の藤井川をはじめとする多くの河川が山間を流れ、河川沿いの農地・集落地などが広がる美しい自然景観・田園風景を有しています。

また、水戸市に隣接する利便性の高い恵まれた立地にあることから、豊かな自然環境を活かした良好な住宅地が整備され、旧鉄道駅周辺及び国道123号沿線を中心に市街地が形成されてきました。

今後とも、北関東自動車道・常磐自動車道などの本町周辺における広域交通網や国道123号バイパスの供用開始及び県道整備の状況を踏まえ、交通の利便性や豊かな自然環境を本町の魅力として、地域特性にあった適切な土地利用が進められるよう、自然と環境の保全と計画的な開発が調和する土地利用を推進していく必要があります。

また、人口減少への対応として行政、医療機関、商業等のサービス効率や質を向上させるため、地域ごとに日常の生活サービス機能を担うコンパクトな拠点を構築することが望まれます。

### 基本方針

豊かな自然環境と魅力ある居住環境の調和を基本に、地域特性を活かした各拠点を構築する計画的な土地利用を推進します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 総合的な土地利用の推進

緑に包まれた豊かな自然環境を次代に引き継いでいくために、長期的な視野にたった総合的かつ計画的な土地利用計画に基づき、市街地・行政機能ゾーン、田園居住ゾーン、自然環境ゾーンの区分を基本に、町土の保全と有効利用を図ります。

土地利用の転換を行う場合は、その周辺のみならず、河川の下流域等への影響も予想されるため、これらの地域を含めて事前に調査を行い、総合的・計画的な調整を図ります。

《主要な取組》 ■国土利用計画の着実な実行 ■都市計画マスタープランの策定

#### (2) 魅力ある市街地の形成

既存の市街地や集落地については、生活道路や上下水道の計画的・段階的整備により生活環境の向上を図るとともに、魅力的な街並みの形成や緑あふれる潤いのある居住環境の形成を目指します。

《主要な取組》 ■道路等生活基盤の計画的整備 ■上下水道の計画的整備

#### (3) 拠点機能の形成（地域拠点）

地域の「小さな拠点」として、直売所の機能充実を図るなどにより商店や教育、介護、経済活動等の日常生活に不可欠な機能の集約・形成を図ります。

《主要な取組》 ■「小さな拠点」の形成

#### (4) 新産業拠点の形成

広域幹線道路である国道123号バイパスの供用開始に伴い、沿道地区の適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、新産業拠点の形成を検討します。

《主要な取組》 ■新産業拠点地区検討調査の実施

## 第2節 道路・交通体系の整備

### 現況と課題

本町の道路網は、国道123号及び主要地方道4路線、一般県道7路線を骨格とし、これに接続する生活道路である町道で形成されています。

増加する水戸方面への交通量の増加に対応し、現在、国道123号桂常北バイパスの整備が進められており、平成27年7月に優先整備区間の供用が開始されました。県道は、未整備箇所について、引き続き県に整備要望をしているところです。町道については、幹線道路の整備は進んでいるものの、幅員の狭い区間が多く残されており、今後とも計画的・段階的に整備を進めていく必要があります。

また、道路には利便性・安全性はもとより沿道緑化などによる街並み・景観の形成など潤いの要素も求められていることから、整備にあたってはこうした視点を踏まえ、快適な道路環境の創出に努めていく必要があります。

一方、町民の日常生活を支える公共交通は、デマンド交通\*のふれあいタクシーの運行がされており、高齢者等の日常の利用・利便に供しています。路線バスについては従来の路線に加え、平成27年4月から、七会地区と常北地区を結ぶ路線の運行が開始されました。町内の地域拠点を結ぶ交通ネットワークを構築するため、交通手段（デマンド交通等）の充実を図る必要があります。

### 基本方針

広域的な幹線道路の整備促進とともに、町内の主要道路の整備、狭隘区間の解消により、高齢者や障害者に配慮した安全で快適な道路交通環境の整備を推進します。

また、町民の日常の利便向上と様々な交流促進を図るため、公共交通の維持と利用促進を図ります。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 国県道などの幹線道路の整備

国道123号及び主要地方道、一般県道は地区間を連絡し町の一体化を支える基軸であることから、町民の理解と協力を得ながら引き続き道路改良及び交通安全施設の整備を推進します。

また、計画的な市街地の形成等に資するため、都市計画道路の整備を推進します。

《主要な取組》 ■国道123号バイパスの整備促進 ■都市計画道路の整備推進

#### (2) 町道の整備

一体的な生活圏として町民の日常生活の利便・安全を確保するため、主要な町道の計画的・段階的整備を推進するとともに、地域住民の協力を得ながら計画的な道路の維持・管理を図ります。

《主要な取組》 ■町道の計画的整備・改良 ■町民参加による道路の維持管理の促進

#### (3) 人にやさしい道路整備

通学や通勤の安全や高齢者の利用に配慮した道路環境の確保のため、段差の解消や歩道設置など人にやさしい道路整備を図るとともに、地域防災の観点から、道路の適切な排水施設整備を推進します。

《主要な取組》 ■道路のバリアフリー化の推進 ■道路排水施設の整備

\*デマンド交通 利用者が電話などで乗車を予約し、エリア内なら乗り場や行き先が希望できる乗り合いの交通機関

## (4) 公共交通サービスの確保

既存の民間バスの維持、運行路線・本数の確保を図るとともに、ふれあいタクシーの積極的な利活用の推進、スクールバス等との連携強化など、町民の需要に対応した総合的な公共交通システムの構築を検討・推進します。

《主要な取組》 ■民間バス維持の要請 ■路線バス用駐輪場への補助金の交付

## (5) 公共交通体系の充実

役場等を中心とする中心拠点と周辺部をつなぐ地域公共交通ネットワークの整備を一体的に進めるとともに、交通手段の充実を図ります。

《主要な取組》 ■地域公共交通ネットワークの整備

ふれあいタクシー



## 第3節 上・下水道・河川の整備

### 現況と課題

#### ■上水道の整備

上水道事業、簡易水道事業として未普及地域の解消に努め、ほぼ全町が整備されました。今後は、水道施設の統合を図り、事業全体としての長期的な水需要の精査に基づき安定供給を図る必要があります。

また、水源は、那珂川を主とする表流水と地下水を取水しています。河川の汚濁や生活雑排水による地下水の水質悪化を防止するとともに、公共用水域の水源地の水質を保全・維持し、安全な水の安定供給を図っていく必要があります。

### 基本方針

渇水・震災等危機管理対策のための対応とともに、水道施設の統合・一元化を図り安定した経営体制の確立を図ります。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 清浄で安全な水の安定供給

浄水施設の水質の安全確保と水質事故等の防止に向けて、河川等表流水源の監視体制の強化、地下水源取水場の適切な環境維持を推進し、清浄で安全な水の安定供給に努めます。

また、既存施設の老朽化や災害時への対応を視野に計画的な配水管網の再整備を図ります。

《主要な取組》 ■水源監視体制の強化 ■老朽配水管の更新 ■各給水系を結ぶ緊急連絡管の整備  
■浄水施設の最適化

#### (2) 計画的な水源確保と整備及び水の有効利用

人口の動向や下水道整備を見据えた的確な水需要の予測のもと、計画的な水源の確保や配水施設の整備を図ります。

《主要な取組》 ■水源・水量の計画的な維持・確保 ■配水施設の整備 ■節水や水の有効利用に関する啓発

#### (3) 水道事業の安定経営

水道事業基本計画に基づき、経費削減や有収率の向上に努め、適正な料金体系に基づく健全経営を推進します。

《主要な取組》 ■上水道加入促進の啓発 ■水道料金の収納サービスの充実

#### (4) 危機管理体制の整備

震災等自然災害や水質事故などに際して、ライフライン\*としての水道の危機管理体制を強化します。

《主要な取組》 ■近隣自治体との緊急相互応援体制の確立 ■ライフラインとしての水道供給体制の強化  
■緊急給水所の設置

#### (5) 上水道の広域化の検討

安全な水の安定供給や、非常時のライフライン確保のため、周辺市町村との上水道の広域的な連携についても検討を進めます。

《主要な取組》 ■近隣自治体との上水道の連携体制の確立

\*ライフライン 電気、ガス、上下水道、交通、通信など、生活・生存に不可欠な要素が供給される経路

## 現況と課題

### ■下水道の整備

本町でも河川など公共用水域の水質汚濁が深刻化しており、生活雑排水の浄化対策は緊要の課題となっています。

このため、引き続き、那珂久慈流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、順次事業計画区域の拡大・整備を行い、普及率及び接続率の向上を図ります。また、農業集落排水事業については効率的な維持管理及び接続率の向上を図るとともに、再編について検討する必要があります。これら事業の計画区域外については合併処理浄化槽の普及を図っていく必要があります。

## 基本方針

地域特性に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽による効果的な排水処理を推進します。

## 施策の方向と主な取組

### (1) 公共下水道事業の計画的推進

流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道の計画的な推進に努めるとともに、供用開始地区においては、接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

《主要な取組》 ■計画的な維持管理の推進 ■接続の促進

### (2) 農業集落排水事業の効率的な維持管理及び再編の検討

茨城県生活排水ベストプランに基づき、農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めるとともに、供用開始地区における接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

《主要な取組》 ■計画的な維持管理 ■接続の促進

### (3) 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導していきます。

また、涸沼川流域地区においては、高度処理型の普及推進に努めます。

《主要な取組》 ■合併処理浄化槽の普及促進と管理指導 ■高度処理型合併処理浄化槽の普及促進（涸沼川流域地区）

### (4) 生活雑排水処理対策に関する住民意識の啓発

下水道の必要性や生活雑排水対策の重要性について積極的な啓発活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図ります。

《主要な取組》 ■環境衛生意識の啓発

## 現況と課題

## ■河川の整備

那珂川、藤井川をはじめとする本町の主な河川においては、治水対策事業の推進により、水害に対する安全度が向上しています。

今後はさらに中小河川の整備を促進し、住民生活の安全確保に努めるとともに、親水性を高め、町民の身近な水辺空間として河川区域の有効利用を図っていく必要があります。

## 基本方針

町民の生命・財産を守るため河川整備を促進し、水害の防止や町民住民に親しまれる河川環境づくりを推進します。

## 施策の方向と主な取組

## (1) 治水対策の推進

那珂川及びその支流の治水事業の促進を国・県に要望するとともに、関係自治体と連携して流域内の保水、湧水機能の保全に配慮した河川整備を促進します。

《主要な取組》 ■河川改修の促進

## (2) 河川環境の整備

町民のやすらぎと親しみの場としての利用を踏まえ、河川改修にあわせた河川敷の総合的な整備に努めます。

《主要な取組》 ■那珂川等河川敷の総合整備と有効利用

## (3) 河川と水辺の整備

誰もが、安全に水辺で楽しむことができる、親水性が高く水と緑の豊かな景観を有する水辺空間の整備を進めます。

《主要な取組》 ■水害に強い河川整備 ■親水性の高い自然護岸の整備

那珂川大橋



## 第4節 公園・緑地の整備と緑化の推進

### 現況と課題

公園・緑地は、子どもの遊び場、やすらぎと憩いのある生活空間・オープンスペースとしての機能を有するほか、町民相互の交流の場、自然とのふれあいの場など多目的な機能を持つ空間として重要な施設であるとともに、災害時の避難場所ともなることから、今後とも計画的に配置・整備を図り、維持管理に努めていく必要があります。

また、地球温暖化等に対する環境保全問題から「みどり」への関心や必要性への認識が高まりつつあることから、町民の協力を得ながら全町的な緑化を積極的に推進し、みどり豊かなまちづくりを目指していく必要があります。

### 基本方針

公園・緑地の整備充実を図るとともに、町民の参加のもと、適切な維持管理を促進します。また、自然環境を守り身近な緑を増やすため、町民との協働による全町的な緑化運動や公共施設・民間施設の緑化を推進します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 既存の公園・緑地の整備充実

既存の公園・緑地の整備・維持管理に努めるとともに、各地区の拠点となる公園や広場については、災害時の避難場所としての機能維持に努めます。

《主要な取組》 ■老朽化した遊具施設の維持補修・再編 ■災害時の避難場所の確保

#### (2) 緑化の推進

公園、道路、学校、庁舎等の公共施設の緑化を一層推進するとともに、町民、事業者の理解と協力を得ながら、宅地内緑化や商業・業務地域における緑化の推進に努めます。

《主要な取組》 ■公共施設の緑化の推進 ■宅地内・事業所内の緑化の促進

#### (3) 緑のマスタープランの推進

茨城県策定の緑のマスタープランに基づき、自然景観、歴史景観と調和した新しい都市景観の創出を目指し、一体的な公園・緑地の整備を推進します。

《主要な取組》 ■景観形成と合わせた公園・緑地の整備

#### (4) 住民参加による緑のまちづくり

身近で小規模な公園・広場などについて、町民と行政の協働による管理・運営を検討していきます。

また、全町的な緑化イベントである「花いっぱい運動」への参加を促進し、住民参加による緑のまちづくりを推進します。

《主要な取組》 ■花いっぱい運動の推進 ■町民による緑地管理運営

#### (5) 町の中心部への公園整備

市街地に、町民や来街者が気軽に集え、憩えるとともに、祭りなどのイベントの開催や、災害時には避難拠点としての機能を有する、町のシンボルとなる公園の整備を行います。

《主要な取組》 ■シンボルとなる公園の整備

## 第5節 情報通信網の整備・充実

### 現況と課題

情報通信分野の技術革新は目覚ましく、日々新しい技術が開発されています。本町でも光ファイバーケーブルによるネットワーク網が整備され、ブロードバンドが町全域で利用可能となっています。

今後は、これら情報基盤を有効に活用するために、学校教育や生涯学習をはじめ、あらゆる分野において町民への普及啓発を図り、情報化時代への関心を高めていくとともに、情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、未来の人材育成などを積極的に支援していく必要があります。

### 基本方針

学校教育や生涯学習を通じた情報教育と人材育成に努め、情報通信基盤の有効利用について検討・実践していきます。

また、ホームページ等を活用した行政情報提供や防災、医療分野など様々な分野の情報化を推進します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 地域情報化の推進

防災や福祉、医療分野をはじめ、あらゆる分野で地域情報化を推進します。また情報通信関連産業の創出や新しいコミュニティづくり、人材育成を積極的に推進します。

《主要な取組》 ■地域情報の収集・発信 ■多世代への情報教育の推進 ■情報の適切な利用に関する啓発

#### (2) 情報通信基盤の整備と活用

技術のさらなる発展に対応し、整備された通信基盤の維持・充実に努めます。また、町内外企業の情報や就業希望者の情報の収集・発信による雇用機会の創出、観光産業での活用など、協働のまちづくりのツールとして情報通信基盤の多方面での活用を促進します。

《主要な取組》 ■観光・交流やまちづくりなど、協働推進のツールとしての活用検討

#### (3) 情報教育の推進

情報通信分野における機器、ソフトウェア等の技術革新は目覚ましいスピードで進化し、コンピュータやスマートフォン等で誰もが双方向の通信が可能となっていることから、学校や生涯学習講座等におけるコンピュータ等の利用技術やマナーの周知に努めます。

《主要な取組》 ■学校や生涯学習講座等におけるコンピュータ環境及び学習機会の充実

#### (4) 行政情報化の推進

ホームページによる積極的な情報提供に努めるとともに、誰にも利用しやすい行政サービスの電子化を推進し、電子自治体の構築に取り組んでいきます。

《主要な取組》 ■効率的なシステム構築による電子行政サービスの充実 ■電子申請の充実  
■個人番号カードの独自利用の検討

## 第6節 景観の形成

### 現況と課題

本町は、水戸市に隣接する利便性の高い恵まれた立地にありながら、広大な森林や山間を流れる河川、那珂川沿いの田園など、豊かで美しい自然環境・景観も残されています。

また、歴史の中で育まれた田園風景を構成する集落景観も多く残されています。

これからも、町の自然豊かな景観を保つとともに、自然を活かし、一体感のある美しい街並みを整備していく必要があります。

### 基本方針

緑に包まれた美しい自然環境・自然資源を積極的に保全するとともに、里山に抱かれた集落景観など、緑の景観形成を推進していきます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 自然景観の保全・活用

ふるさとの原風景である良好な自然・田園景観を保全するとともに、観光や広域レクリエーション活動の場として積極的に活用していきます。

《主要な取組》 ■景観基本計画の策定

#### (2) 地域特性を活かした景観の形成

地域の風格や歴史を感じさせる街並み景観や、バイパスの沿道などの沿道景観、里山に抱かれた落ち着いた落ち着きのある集落景観など、地域の特性を活かした美しい景観の形成を図ります。

《主要な取組》 ■景観基本計画の策定 ■花いっぱい運動の展開 ■県屋外広告物条例に基づく規制・誘導の推進

#### (3) 河川と水辺の整備（再掲）

誰もが、安全に水辺で楽しむことができる、親水性が高く水と緑の豊かな景観を有する水辺空間の整備を進めます。

《主要な取組》 ■水害に強い河川整備 ■親水性の高い自然護岸の整備

鶏足山



## 第7節 住宅地・住宅の整備

### 現況と課題

本町の都市計画区域では、水戸市のベッドタウンとして宅地化が進んできました。今後とも都市計画に関する基本的な方針に基づき、良好な居住環境を備えた市街地の形成を図るとともに、新たに整備される住宅地における良好な居住環境の誘導を図っていく必要があります。また、公共公益施設を中心に、可能な限りバリアフリー化やユニバーサルデザイン\*の普及を図り、人にやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

一方、本町には町営住宅 418 戸、県営住宅 30 戸の公営住宅があり、城里町住生活基本計画（町営住宅マスタープラン(平成 20 年 3 月)）の需要を大きく上回るストックを有しています。また、町営住宅は、平成 2 年以前に建設されたものが全体の 9 割を超えるなど老朽化しており、修繕などの管理経費も年々増加しています。

今後は、老朽住宅の改善、用途廃止、建て替え、空家等の積極的な利活用を図る一方、危険な空家の除去など空家対策を進めていく必要があります。

また、子育て世代に対して住環境を整えるなどして流出防止、定住促進を図る必要があります。

### 基本方針

都市計画区域における良好な市街地の形成や定住促進のための住宅地の整備、公営住宅の適正管理など、居住ニーズに応じた計画的な住宅施策を推進するとともに、公共公益施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、若い世代から高齢者までが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 公営住宅等長寿命化計画の策定

城里町住生活基本計画に定める公営住宅の役割を果たすために、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理への転換を図り、公営住宅の長寿命化によるコスト縮減を図ります。

《主要な取組》 ■老朽化した公営住宅の改修、用途廃止、建て替えの促進 ■公営住宅長寿命化計画の推進

#### (2) 良好な市街地の形成

都市計画区域においては、市街地の面的整備の検討をするとともに、道路・公園などを計画的に配置し、良好な市街地の形成を図ります。

また、既存の住宅地、新たに整備される住宅地における良好な住環境が保たれるよう、適正誘導を図ります。

《主要な取組》 ■市街地の面的整備の検討 ■地区計画の見直しと新たな地区計画制度導入の検討

#### (3) 定住促進のための住宅地の整備

民間住宅等の建設促進を図り、町外からの定住促進に努めます。

《主要な取組》 ■自然環境と調和した住宅地の整備 ■優良民間住宅建設の促進  
■町営住宅の改修や子育て世代等を対象とした分譲宅地の整備推進

#### (4) 人にやさしいまちづくりの推進

役場、公民館などの公共公益施設を中心に、高齢者や車いす利用者など誰もが障壁なく利用できる環境の整備に努めます。また、道路・公園などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入など、人にやさしいまちづくりを推進します。

《主要な取組》 ■公共公益施設のバリアフリー化の推進 ■住宅等のバリアフリー化への支援

\*ユニバーサルデザイン 年齢や性別、国籍などの違いや、障害・能力の如何に係わらず誰でも利用することができる施設・製品・情報の設計のこと

## (5) 町営住宅整備による若者誘致（定住促進）

子育て世代や若者向けの共同住宅を整備するなど、子育て世代や若者に適した居住環境を整え、定住促進を図ります。

また、移住交流定住促進策の窓口の整備を検討します。

- 《主要な取組》 ■若者向けの町営住宅の整備及び共同住宅等の支援 ■町内勤務者や移住希望者への優遇  
■宅地造成整備・貸付の検討 ■窓口の整備の検討 ■移住促進のための実験的事業の検討

## (6) 空家対策

町内にある空家等を、空家バンク\*などを創設し、無償又は低価格での提供、二地域居住やIターン\*希望者に住宅として提供するなど、積極的かつ様々な空家の利活用に取り組みます。

また、空家情報を収集し移住・定住関連窓口へ情報提供や、関連専門機関との連携、改修費助成等を統括するコーディネート事業などの実施を検討します。

- 《主要な取組》 ■空家バンクの創設  
■空家の積極的な利活用（空家のリノベーション\*に対する支援等）  
■コーディネート事業の実施

塩子埦団地



\*空家バンク

空家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介する制度

\*Iターン

都心部で生まれ育った人が、地方の企業に転職し移住すること、または直線的に都会から地方へ転居すること

\*空家のリノベーション

主要構造まで大きく変えるのではないが、使い勝手など機能的に変わる改良を含む改築工事

## 第8節 消防・救急体制の強化と防災の推進

### 現況と課題

#### ●消防・救急

常備消防及び救急業務については、水戸市消防本部北消防署城里出張所が開設され、災害・緊急時の迅速に対応する体制の強化が図られました。

また、非常備消防については、消防団の組織体制の充実を図り、効率的な体制を整備するとともに、消防水利施設や車両の充実、消防団員の士気高揚に努めていく必要があります。

#### ●防災

山間部と河川を有する本町の地形特性を踏まえ、「地域防災計画」に基づく土砂災害や水害に備えた防災体制の充実強化に努めるとともに、近年多発する激甚災害に対応するため、広域的な応援体制や民間事業所との連携に取り組んでいく必要があります。

また、町民の防災意識の向上を促し、自主防災組織の結成やその育成を支援するなど地域の防災体制強化に取り組むとともに、ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時要援護者の避難誘導対策を推進していく必要があります。

### 基本方針

消防・救急体制の強化、地域における災害対応体制の強化を図り、町民の安全と安心を確保する総合的な消防・防災対策を推進します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 消防力の強化

水戸市消防本部北消防署城里出張所を中心とした常備消防体制の強化と消防事務の広域化を図るとともに、非常備消防である消防団組織体制の充実を促進し、地域における消防力の強化を図ります。

《主要な取組》 ■消防事務の広域化の推進 ■消防団組織体制の再編

#### (2) 救急体制の強化

水戸市消防本部北消防署城里出張所を中心とした救急体制の強化を図るとともに、公共施設に設置してあるAEDの取り扱いや、町民・職員の救急救命講習等の受講を促進し、救命率の向上を図ります。

《主要な取組》 ■救急救命講習の受講促進

#### (3) 防災体制、施設・設備の整備・強化

「地域防災計画」に基づき、防災体制の強化と災害予防に努めるとともに、災害の激甚化に対応するため、近隣自治体や民間事業者との応援協定の締結を積極的に推進します。

また、災害時の拠点となる公共施設や学校などの耐震化、上・下水道などライフラインの耐震化と復旧計画の策定、避難場所や避難路の整備・周知、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、その他の防災設備等の整備充実に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

《主要な取組》 ■災害時応援協定の締結促進 ■ハザードマップの周知 ■防災行政無線の整備拡充

#### (4) 地域防災の向上

地域防災の担い手となる自主防災組織の育成・支援に努めるとともに、児童・生徒への防災教育の徹底や地域における防災訓練の実施などにより地域における防災体制の強化を図ります。

また、災害に対する町民への意識啓発に努めるとともに防災情報や災害時の迅速で正確な情報提供の体制の強化に努めます。また、ひとり暮らしの高齢者や障害者など、災害時の避難等が困難な町民については、地域の防災組織との連携による適切な避難誘導の体制を整えます。

《主要な取組》 ■自主防災組織の育成・支援 ■防災教育・防災訓練の充実  
■地域における高齢者等の避難誘導の支援

## (5) 有事体制の対応強化

「国民保護計画」に基づき、テロや武力攻撃などの有事への対応を図るとともに、防災・消防などと連携しながら有事における避難訓練等の実施を検討します。

《主要な取組》 ■国民保護計画の周知 ■有事避難訓練の実施検討

自主防災（消火訓練）



## 第9節 防犯・交通安全対策の推進

### 現況と課題

高度情報化社会の進展や道路交通網の発達、ライフスタイルの多様化などを背景に、犯罪形態も多様化・複雑化しており、犯罪の低年齢化や、凶悪化、幼児・児童などを対象とした犯罪の多発など、地域の安全に対する危機感が全国的に高まっているほか、高齢者をねらった詐欺事件など身近な生活の場での犯罪も増加しています。

本町ではこれまで、不審者や振り込め詐欺などの情報を元に、警察や防犯連絡員と連携し、キャンペーンやパトロールを実施するなど犯罪の未然防止に努めてきました。

今後とも、警察や住民相互の連携を一層強化し、地域ぐるみの防犯体制の充実や防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

交通安全については、交通安全運動期間のキャンペーン、立哨活動、広報活動等を実施し、交通安全意識の高揚、交通マナー遵守の徹底を図ってきましたが、今後とも道路等危険箇所の把握や安全施設の設置などの改善対策の実施と合わせて、交通安全活動を積極的に推進していく必要があります。

### 基本方針

一人一人の防犯意識の高揚を図りながら、地域コミュニティや警察・関係機関相互の連絡・連携を強化し、防犯体制の充実に努めます。

また、交通事故を防止し、安全な交通環境を確立するため、町民意識の高揚とともに、交通安全対策や交通安全施設の整備・拡充を図ります。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 防犯体制の強化

防犯連絡員協議会や警察等関係機関との連携のもと、防犯協力体制のさらなる充実を図るとともに、町民の防犯意識の高揚と地域コミュニティを母体とする自主的な防犯活動を支援していきます。

《主要な取組》 ■防犯キャンペーン・パトロールの強化 ■地域における防犯組織の育成・支援

#### (2) 防犯施設の整備

夜間の犯罪防止、通行の安全確保のため、防犯灯などの防犯施設の整備・充実を図るとともに、死角の排除など適正な管理に努めます。

また、あらゆる犯罪から子どもたちを守る施策に地域ぐるみで取り組みます。

《主要な取組》 ■計画的な防犯灯の設置 ■危険箇所の点検 ■LED化した防犯灯の適切な維持管理

#### (3) 交通安全施設の整備

人と車の安全確保のため、カーブミラーや啓発看板等の交通安全施設の整備を進めるとともに、警察等関係機関と協議のもと、通学路、交差点などへの信号機や横断歩道等の設置を促進します。

《主要な取組》 ■道路危険箇所点検の実施 ■交通安全施設の計画的整備

#### (4) 交通安全教育・交通安全運動の推進

一人一人の交通安全意識や交通マナーの高揚を図るため、幼児・児童・生徒に対する交通安全教室、高齢者への指導など、交通安全教育の徹底を図ります。

《主要な取組》 ■交通安全教室の充実 ■高齢者への安全指導の強化 ■交通安全キャンペーン、広報活動の強化



# 前期基本計画

- 第1節 地域福祉の充実
- 第2節 子育て支援の充実
- 第3節 高齢者福祉の充実
- 第4節 障害者福祉の充実
- 第5節 保健・医療の充実
- 第6節 社会保障制度の充実

## 第2章

健やかに暮らせるまちの実現

### 第1節 地域福祉の充実

#### 現況と課題

本町においては人口減少や少子高齢化が進み、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者も増加しています。また、地域の環境が変化する中、高齢者や障害のある人、子育て家庭など支援が必要な人々の福祉に対するニーズも多様化・高度化しており、保健・医療・福祉等の連携による総合的なサービスの充実に加えて、地域の中で町民同士が助け合い、支え合う「地域福祉」を推進していくことが不可欠です。

本町ではこれまで、社会福祉協議会を中心に、町民のボランティア意識の高揚や各種活動の育成強化に努め、地域福祉ネットワークづくりに取り組んできました。

今後も、すべての町民が地域でのふれあいの中で安心して生きがいのある生活を送ることができるよう、互いに支え合う環境づくりや、支援を必要とする人が必要な援助を受けられるきめ細かな体制の充実を図っていく必要があります。

また、バリアフリーの視点に立った公共施設などの整備改善とともに、高齢者や障害者、児童などすべての町民にやさしい生活環境を整備するため、地域ぐるみで人にやさしい福祉のまちづくりに取り組むことが求められています。

#### 基本方針

誰もが、人とのふれあいの中で生き生きと暮らせるよう、関係機関やボランティアの連携による福祉のネットワークの強化を図り、地域全体で支えあう福祉のまちづくりを推進します。

#### 施策の方向と主な取組

##### (1) 地域福祉ネットワークづくりの推進

地域で暮らす高齢者や障害者、子育て中の親などの生活課題を抱えた町民が、地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワークづくりを推進します。

様々な保健・福祉の専門機関や関係団体、地域住民と連携を図りながら、地域福祉活動を展開し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

- 《主要な取組》 ■地域課題に対しての学習や啓発活動等による福祉意識の醸成  
■多様な情報発信による地域での交流活動の推進  
■地域住民や関係機関等の連携強化と地域での見守り・支え合い体制の構築

##### (2) 地域福祉推進体制の充実

地域の住民、団体・組織、ボランティア等の団体、各種サービス提供事業者、保健・福祉・医療関係機関、行政が連携し、地域福祉の推進という一つの目標に向かって、総合的・一体的に連携しながら行動していくため、小地域におけるネットワークから、専門的な機関、公的機関等におけるネットワークまで、支援を必要とする地域住民の個々の状況やニーズに合わせた多種多様な仕組みづくりを進めます。

- 《主要な取組》 ■幅広い情報提供と各種相談支援 ■多様なニーズに対応した福祉サービスの充実  
■成年後見制度等の権利擁護の普及

##### (3) ボランティア活動の支援・育成

地域住民がボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高め、ボランティア参加へのきっかけとなるような広報・啓発活動を推進するとともに、ボランティア学習や講座・体験学習の充実を図ります。また、NPO団体をはじめ多様な福祉ボランティア活動の支援育成に努めます。

- 《主要な取組》 ■ボランティアの育成・支援 ■福祉教育の推進と活動機会の提供・創出 ■人材育成体制の充実

#### (4) 福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進します。また、公的施設等のバリアフリーだけでなく、制度や文化・情報面、意識上のバリア（障壁）などの解消に努めます。

《主要な取組》 ■バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ■心のバリアフリーの啓発活動の推進  
■災害時要援護者の視点に立った地域防犯・防災体制の強化

小学生福祉体験



### 第2節 子育て支援の充実

#### 現況と課題

全国的に少子化は大きな社会問題となっており、少子化対策は国の「地域創生総合戦略」においても最も重要な政策となっています。

本町においても、未婚化・晩婚化という結婚を取り巻く環境や、出産率の低下や子育てをめぐる環境の変化などにより少子化が急速に進行しています。

少子化は、社会保障制度の崩壊や地域経済力の低下など将来の社会・経済全般に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、自治体や事業者、町民が一丸となって総合的に少子化対策に取り組んでいくことがますます重要となっています。

本町では、国の「子ども・子育て支援新制度」のスタートに合わせ、平成27年度より「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町が主体となり、幼児期の教育・保育の総合的な提供など地域での子育てサービスの充実を推進しています。

今後も、子どもを育成する家庭を社会全体で支援し、子育て世代の負担を軽減することで、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会の実現に向けて、子育て支援を総合的、計画的に推進していく必要があります。

#### 基本方針

家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができるまちづくりを目指し、行政、地域が連携し、保健・福祉・教育など総合的な子育て支援の体制の充実を図ります。

#### 施策の方向と主な取組

##### (1) 子どもたちの心身の健やかな成長のサポート

子ども一人一人が個性に応じて生きる力を育み、心身とも健やかに成長していくことができるよう、家庭、地域、保育所や幼稚園、学校等が連携し、地域の実情を踏まえた子どもの育成を図ります。

また、子どもの心身の健全な成長を推進するため、有害環境の排除に努めます。

《主要な取組》 ■街頭指導活動の推進

##### (2) 子どもたちの安全の確保

交通事故や犯罪等の被害から子どもたちを守るため、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進するとともに、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識啓発を図ります。

また、被害に遭った子どもの保護に努めます。

《主要な取組》 ■子どもや親への交通安全教育の充実と意識啓発 ■子どもの防犯対策の意識と普及啓発  
■子どもの保護及びケアの推進

##### (3) 子育て支援サービスの充実

城里町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児教育及び保育のニーズ量に対する確保を図るとともに、多様化する子育て家庭のニーズに対応した地域での各種子育て支援事業を推進します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図る経済的支援の充実を図ります。

《主要な取組》 ■幼児教育・保育のニーズ量に対する確保 ■地域子ども・子育て支援事業の充実  
■児童手当・出産祝金・次世代育成支援金等各種手当の支給 ■保育料無償化の検討

**(4) 子育てを支援する生活環境の整備**

子どもを連れた親子が気軽に外出できる環境整備を図るとともに、町民の子育て家庭に対する理解を促進します。子育て家庭が安全・安心に暮らしていくことができるよう生活環境の整備を推進します。

《主要な取組》 ■公共施設等のバリアフリー化の促進 ■公園・緑地の整備

**(5) 母親と子どもの健康の確保**

妊娠・出産期における母子の健康を確保するため、正しい知識の指導と普及に努めるとともに、相談機会の充実と継続して支援を図ります。

保健・福祉・医療・教育の各分野が連携し、妊産婦や母親、乳幼児期から思春期に至るまでの子どもの健康の確保に努めます。

《主要な取組》 ■妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実 ■母子保健事業の充実と疾病予防  
■思春期保健対策の充実

**(6) 家庭や地域の子育て力の向上支援**

ワークライフバランス\*の実現を目指し、男女の働き方の見直しや男性の家事・育児・介護への参加など、家庭における男女共同参画意識の高揚に努めます。

家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、子どもたちが、将来親となるための育成を推進します。

また、地域における様々な交流や体験を通じ、子どもの自立心や社会性を育み、地域全体が子どもの成長を支え、見守るまちづくりを推進します。

《主要な取組》 ■家庭教育に関する学習機会の充実 ■次代の親の育成 ■多様な交流・体験機会の充実

**(7) 要保護児童へのきめ細やかな対応の推進**

特別な配慮や支援が必要な子どもや家庭の個々のニーズに応じたきめ細やかな対応を図ります。

関係機関の連携を強化するとともに、児童虐待に対する理解を促進し、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

《主要な取組》 ■要保護児童対策地域協議会の構築 ■児童虐待に対する理解の促進 ■各種制度・手当の周知

**(8) 子育て支援情報の周知と意識啓発**

様々な子育て支援施策の周知を図り、気軽に活用できるよう、各施策の推進状況の総合管理と公表を図ります。

また、地域全体で取り組む少子対策や子育て支援に向けて、様々な広報活動、イベントを通して意識の啓発を図ります。

《主要な取組》 ■子育てサークルや親同士の交流会への支援 ■子育て情報誌の発行  
■ベビー用品や衣類などを必要とする人に譲渡するリサイクル情報の発信

**(9) 保育施設の認定こども園への転換**

少子化の進行により子どもの数が減少している地域における幼児教育・保育の充実を図るため、保育施設の認定こども園への転換を検討します。

《主要な取組》 ■認定こども園の検討

**(10) 学童保育等の充実**

学童保育の充実を図るなど子育て世帯が働きやすい環境の充実を目指します。

《主要な取組》 ■小学6年生までの学童保育の確保

\*ワークライフバランス 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで実現できる状態

### 第3節 高齢者福祉の充実

#### 現況と課題

我が国では、世界に例のない速さで高齢化が進んでおり、本格的な超高齢社会を迎えています。また、介護保険のデータでは、認知症高齢者は平成24年に305万人にのぼり、さらに、認知症の可能性のある軽度認知障害は65歳以上の高齢者のうち約400万人との推計もあります。

国では、平成24年に「オレンジプラン（認知症施策 推進5か年計画）」を打ち出し、認知症の早期発見・治療や「認知症ケアパス」などの施策を展開しています。

本町ではこれまで、介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、町民一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な施策を展開してきました。

しかし、今後も医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加していくことから、可能な限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域で助け合い、支え合う体制づくりをさらに推進することが大切です。

介護保険制度を持続させていくには、高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、要介護状態にならないよう、あるいは要介護状態が悪化しないように予防対策を推進する必要があります。

高齢者が個人の尊厳を保ち、生きがいを持ち、地域で暮らし続けることができるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいを一体的なサービスの提供体制の実現に向けた「地域包括ケアシステム」の構築と推進が求められています。

そのために、平成27年3月に「城里町高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」を策定し、平成29年度までの3年間、地域包括ケアシステムの充実を図っています。

#### 基本方針

高齢者が地域の中で安心して生きがいのある暮らしを送ることができるよう、保健・医療・福祉の連携のもとに在宅医療や介護サービスの充実に努め、地域包括ケアを推進します。

また、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、多様な世代がともに生きるまちづくりを推進します。

#### 施策の方向と主な取組

##### (1) 高齢者福祉サービスの充実

地域包括支援センターを中心に、介護が必要となる前の段階から予防施策を展開し、地域における介護予防システムの充実に努めます。

また、高齢者やその家族に対し、各種保健福祉サービスや介護保険サービスに関する相談や情報提供等の支援を行います。

地域の高齢者のニーズを把握し、在宅での生活を継続するために必要な地域密着サービスを提供します。

《主要な取組》 ■地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築  
■ブロードバンドを活用した安否確認、緊急通報システムの検討

##### (2) 生きがい対策の充実

高齢者が生きがいを持ち、長い高齢期を過ごすため、豊富な知識や経験を活かし、ボランティアや健康づくり、学習活動などに気軽に参加できる地域づくりを進めます。

また、高齢者同士や年代を超えて地域住民と交流や支え合いのある地域社会を目指します。

《主要な取組》 ■ふれあいサロン活動、高齢者クラブ活動の支援 ■シルバー人材センターの充実  
■ボランティアの育成と活動の支援

### (3) 高齢者の健康づくり及び介護予防の推進

高齢者の健康の維持・回復のため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく各種保健事業を推進するとともに、高齢者を対象とするスポーツ、レクリエーションへの参加機会を拡充し、高齢者自らの健康づくりを支援します。高齢者が生きがい、役割を持って生活できる地域の実現を目指します。潜在的な介護予防対象者の把握に努め、介護予防への働きかけができる支援体制づくりを進めるとともに、要支援と認定された高齢者に介護予防サービスを提供する基盤を整備していきます。

《主要な取組》 ■特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の実施 ■生活習慣病予防教室の充実・推進  
■体力増強のための運動教室の充実・推進  
■地域包括支援センター窓口での地域支援事業の情報提供 ■介護予防の啓発事業

### (4) 安心して暮らせる高齢者にやさしいまちづくり

バリアフリーの視点にたった公共施設の改善など、高齢者にやさしい町の環境づくりを推進するとともに、高齢者向け住宅の改善をはじめ住まいに関する相談体制の充実を図ります。地域の防災や防犯、交通安全対策を図り、緊急時や災害時に高齢者を危険から守る体制づくりを推進します。

《主要な取組》 ■公共施設のバリアフリー化の推進 ■居宅介護住宅改修の支援 ■災害時要援護者支援対策

### (5) 地域で支え合う環境づくり

町や地域包括支援センター等の関係機関と地域住民が連携し、高齢者への虐待防止や権利擁護、認知症高齢者等の尊厳を守る仕組みづくりに取り組みます。高齢者の生活の質の確保や閉じこもりの予防のため、高齢者の地域活動への参加促進や定期的な見守りを実施します。

《主要な取組》 ■認知症への理解促進と認知症サポーターの養成 ■成年後見制度の利用支援  
■ひとり暮らし高齢者宅への声かけの実施

### (6) 特別養護老人ホームの新設

居宅での生活が困難な高齢者も、町を離れることなく安心して生活できるように、特別養護老人ホームなどの施設の誘致を図ります。

《主要な取組》 ■特別養護老人ホームの誘致

子どもヘルパー



### 第4節 障害者福祉の充実

#### 現況と課題

これまでの「障害者自立支援法」から、平成25年4月施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となり、日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが基本理念として掲げられました。また、障害者の範囲に難病等が追加され、障害者福祉サービス等の対象となりました。

本町では、平成27年に策定された「城里町障害者基本計画（後期計画）及び障害者福祉計画（第4期計画）」に基づき、今後の障害者福祉施策を総合的、計画的に推進し、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指しています。

障害者の認定数は増加傾向にあり、高齢化の進行と相まって障害の内容も重度化、重複化の傾向が見られます。これまでも、障害支援区分に基づく適切なサービスの提供はもとより、障害者の就労、学習、生きがいつくりなど、多方面から社会参画を促し、自立的な生活を支援してきましたが、障害があることでの差別や、災害時の避難が困難であるなどの課題があります。

今後も、障害者が地域の一員として自立的に社会参画し、生きがいを持って生活を楽しむことができる地域づくりを進めていく必要があります。

#### 基本方針

ノーマライゼーション\*の理念のもと、障害者が地域の一員としてともに生き、生きがいを持って生活を送ることができるよう、福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、物理的・心理的な障壁のないバリアフリーのまちづくりを目指します。

#### 施策の方向と主な取組

##### （1）障害に対する理解の促進

すべての人が、それぞれの個性を持った人間として尊重されるために、障害に対する理解不足や誤解から生じる差別・偏見を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を促進します。

また、すべての人が、福祉制度や生活に関する情報を、必要に応じて入手できる情報提供環境の整備に努めます。

《主要な取組》 ■障害者や障害者に対する理解の促進と差別の防止 ■ボランティアの情報発信と活動の推進  
■多様な手段による情報提供の推進

##### （2）生活支援サービスの充実

障害者の多様な暮らし方を支えるために必要な各サービスの充実に努め、各種障害福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。

身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。

判断能力が不十分な人について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

公共施設のバリアフリー化を促進するとともに、居住の場の確保に努めます。

《主要な取組》 ■障害者福祉サービス、地域生活支援の充実 ■障害者の権利擁護  
■各種助成・給付制度の周知及び充実 ■公共施設等のバリアフリー化の促進  
■住宅改修に関する相談支援 ■公営住宅の確保

\*ノーマライゼーション 障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

### (3) 障害者の社会参画の支援

障害者雇用に関わる各種助成制度等の啓発・広報に努め、障害者に対する企業の理解や雇用を促します。また、障害者のための職業訓練に関する情報提供に努め、職業訓練などから一般就労へとつなげ、就労の促進を図ります。障害者の移動手段を確保し、自立した生活や社会参加を促進します。障害者自身が自主防災・防犯組織ネットワークへの参加することにより、自身の避難能力の向上や災害時に支援が必要な障害者情報の共有を図ります。

《主要な取組》 ■職業訓練に関する情報提供 ■社会参加や就労への支援 ■就労環境の改善と定着の促進  
■公共交通機関の利便性の確保と移動支援事業の実施 ■地域防災・防犯ネットワークの確立

### (4) 障害者のための保健・医療

障害の早期発見、早期治療、早期療育体制の充実を図るとともに、後天性の障害についての予防面での対策を強化します。また、障害を軽減し、自立を促進するためのリハビリテーション医療の、一層の充実を図ります。

《主要な取組》 ■障害やその原因となる疾病等の予防と治療 ■医療、リハビリテーション体制の充実

### (5) 障害者施設等の新設

施設等の新設にあたっては、障害者の保護者を対象に施設ニーズの調査を行い、ニーズに対応できる事業者の誘致を図ります。

《主要な取組》 ■ニーズに対応した施設・事業者の誘致（障害者グループホーム等）

支え合いマップ作り



### 第5節 保健・医療の充実

#### 現況と課題

我が国においては、急速な少子高齢化や食生活等の生活環境の多様化に伴い、生活習慣病の進行や認知症、寝たきり等の要介護状態等の増加が大きな社会問題となっています。

本町においても、このような高齢化や疾病構造の変化を勘案し、若年期から高齢期までの各年齢層に応じた総合的な健康づくり対策が必要であり、疾病の早期発見・早期治療、また発症予防が重要となっています。

町民の受療率は、外来・入院とも60歳を超えてから急激に増加しています。疾患別による受療率では、高血圧性疾患と糖尿病が長期受診を要する疾患となっており、受療率は茨城県平均を大きく上回っています。

平成20年度から導入された特定健康診査の受診率は、女性が55%前後、男性が40%台前半で推移しており、所見結果をみると、肥満（BMI\*25以上）、高血圧ともに、男性では3人に1人、女性では4人に1人となっています。

今後は、平成27年に策定された「城里町健康づくり計画」をもとに、すべての町民が、生涯にわたり健康を維持していくため、それぞれのライフステージに対応した健康づくりを推進するとともに、町民自らが健康に関する知識を身につけ、健康習慣づくりに取り組んでいく必要があります。

また、本町では、誰もが安心して暮らせる地域医療体制の充実に向けて、日常的な医療を担う国保診療所や民間医療機関と、近隣地域の総合病院との連携を強化しながら、医療体制の充実に努めてきました。

今後も、身近な地域医療と総合病院との役割を明確にしながら、相互連携のもと、初期医療から緊急医療体制までの充実を図っていくとともに、町民が、かかりつけ医療機関、かかりつけ歯科医院を持つことを促進し、健康相談や適切な医療を受け、未然に病気を予防することが必要です。

#### 基本方針

町民一人一人の健康に関する意識を高めながら、それぞれのライフステージに応じて自らが取り組む健康づくりを支援していきます。

また、救急医療体制の整備や病院のネットワーク化など地域医療体制の充実に努めるとともに、医療、福祉、教育等関係分野との連携による生涯を通じた疾病予防・保健体制の充実を図ります。

#### 施策の方向と主な取組

##### (1) 母子保健対策の充実

「城里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保健、福祉、医療、教育等関係分野との連携し、妊娠・出産・育児に対する相談・指導の充実を図り、母子の健康管理と疾病予防に努めます。

また、県及び関係機関と連携し、母子が安心して医療にかかることができるような体制の充実を図ります。

《主要な取組》 ■子育てに関する総合支援体制の充実 ■乳幼児、妊産婦検診や相談体制の充実  
■救急・医療に関する情報提供

\*BMI 体重と身長の関係から算出される、人の肥満度を表す体格指数で、体重を身長の二乗で割った値 (Body Mass Index)

**(2) 健康づくりの推進**

日頃からの健康づくりについて一人一人の意識の高揚を図るとともに、健康な体力づくりや食生活をはじめとする生活習慣の改善など、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。また、各種検診の受診率の向上、事後指導を強化するとともに、健康教育・相談体制の充実、訪問指導、機能訓練の充実を図ります。

《主要な取組》 ■健康教育・相談体制の充実 ■介護予防対策の推進 ■健康づくり意識啓発のための情報発信

**(3) 精神保健対策の充実**

こころの健康づくりの普及啓発を図るとともに、保健所や精神保健福祉センターとの連携のもと、相談・指導体制の強化やデイケアの充実に努めます。

《主要な取組》 ■こころの健康づくりの普及啓発 ■家族会等への支援 ■相談、訪問指導の充実

**(4) 感染症対策の推進**

新たな感染症等に関する情報の提供に努めるとともに、感染者の早期発見やエイズや新型ウィルスについて迅速に対応する体制づくりを推進します。

《主要な取組》 ■予防接種の徹底 ■感染症等情報の収集・提供 ■防疫体制の強化

**(5) 救急医療体制の整備**

水戸市消防本部北消防署城里出張所を中心に医療機関との連携のもと、休日、夜間、災害時等、迅速かつ適切な処置ができる救急医療体制の整備・強化を図ります。

《主要な取組》 ■消防署と医療機関の連携による救急医療体制の強化

**(6) 病院のネットワーク化**

近隣自治体の総合病院と町内医療機関とのネットワークを形成・強化し、初期治療から専門的治療にわたる迅速な医療体制の整備に努めます。

《主要な取組》 ■近隣自治体の総合病院と町内医療機関とのネットワークの整備 ■医療情報の共有化

**(7) 地域医療の充実**

地域医療を担う施設として、国保診療所の維持に努めるとともに、民間医療機関と連携しながら、地域に密着した医療体制の充実を図ります。

平成29年度の開所を目指して、七会診療所の老朽化に伴う新たな診療所を建設し、同敷地にある七会保健福祉センターとの連携を図りつつ、在宅医療にも重点を置いた地域に根ざした診療所づくりに取り組みます。

《主要な取組》 ■診療所と民間医療機関との連携による医療体制の強化  
■ブロードバンドを活用した医療情報提供や遠隔医療の検討  
■新たな国民健康保険七会診療所の建設 ■産婦人科・小児科の充実

**(8) 入院設備を持った病院の誘致**

入院機能を持つ医療施設の誘致及び既存医療機関の拡充促進・支援を検討します。

《主要な取組》 ■入院設備が整った病院の誘致を検討

**(9) 地域医療に対しての支援・充実**

地域での初期医療の担い手となる七会診療所をはじめ、医療機関において訪問診療を積極的に推進するとともに、市内の医療機関の中核となる病院の体制の強化と診療所の人員確保のために助成制度の充実を図ります。

《主要な取組》 ■中核病院への助成の充実 ■訪問診療の推進

## 第6節 社会保障制度の充実

### 現況と課題

国民健康保険については、平成27年3月末現在、6,342人が加入しています。加入者の高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増大により財政状況は一層厳しくなることが予想されるため、医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納対策等を推進し、財政基盤の安定化を図っていく必要があります。

後期高齢者医療制度については、平成27年3月末現在、3,430人が加入しています。茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、制度の周知や保険料の収納等に努める必要があります。

介護保険事業については、現在第6期介護保険事業計画により、介護サービスの提供体制を整えています。平成27年3月末の要介護認定者数は1,112人です。介護給付費が増加していることから、介護予防の一層の推進とともに制度の適正運用を図っていく必要があります。

医療福祉については、高齢者、子ども、障害者、ひとり親家庭に対し医療費を助成することで早期治療を進め疾病の重症化を防止します。平成27年3月末現在の対象者数は2,708名となっており、対象者の医療費負担の軽減を図るため、制度の周知と普及に努めていく必要があります。

低所得者福祉については、高齢化・核家族化の進行や景気の低迷をはじめとした社会経済状況により被保護世帯数は増加傾向にあり、関係機関との連携を強化し、自立のための就労支援を行うなど、保護の適正な実施に努めていく必要があります。

### 基本方針

社会保障制度の周知を徹底し、保険料収納率の向上に努めるとともに、給付金等の適正運用化を図り、制度の安定した運営を図ります。

また、関係機関相互の密接な連携のもと、低所得者世帯の実情にあわせた指導及び保護制度の運用により、経済的自立を支援していきます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 国民健康保険制度の充実

保険料の適正賦課及び収納体制の充実・強化に努め、茨城県市町村国保広域化等支援方針を踏まえた国民健康保険制度の財政運営の健全化を図ります。

《主要な取組》 ■国民健康保険制度の周知 ■適正な保険料賦課と収納体制の強化

#### (2) 後期高齢者医療制度の充実

増え続ける高齢者医療費の抑制及び適正化を図るため、後期高齢者医療制度の周知徹底と適切な運用に努めます。

《主要な取組》 ■後期高齢者医療制度の周知と適切な運用 ■高齢者の健康づくり・自己管理への支援

#### (3) 介護保険制度の充実

増え続ける介護給付費の抑制及び適正化を図るため、介護保険制度の周知と適切な運用に努めます。要介護状態にならないように介護予防の推進に努めます。

《主要な取組》 ■地域包括支援センターの充実 ■介護予防事業の推進 ■ケアマネージャーの支援

**(4) 医療福祉制度の充実**

医療福祉受給者の把握と適正な審査・認定のもと、制度の周知と安定的な運営を図ります。  
また、町単独事業の医療負担助成制度等の周知と充実・強化に努めます。

《主要な取組》 ■医療負担の助成制度の周知 ■中学生までの医療費助成の継続  
■高校生までの医療費助成拡充の検討

**(5) 低所得者福祉の推進**

関係機関相互の連携により、的確な指導・相談体制のもと、低所得者の日常生活を側面から支援し、生活意欲の向上と経済的自立を支援していきます。

《主要な取組》 ■関係機関への生活保護制度の周知 ■民生委員による訪問指導・相談体制の強化  
■ハローワーク等関係機関との連携による就労支援

**(6) 国民年金制度の推進**

国民年金制度の重要性についての周知徹底と年金相談業務の充実を図り、受給権の確保に努めます。

《主要な取組》 ■国民年金制度の周知 ■年金相談業務の充実 ■年金受給権確保対策の推進

介護予防講演会





# 前期基本計画

- 第1節 農林業の振興
- 第2節 商工業の振興
- 第3節 観光・レクリエーションの振興
- 第4節 新たな産業の誘致・育成
- 第5節 消費者保護の推進
- 第6節 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築

## 第3章

### 活力とにぎわいのあるまちの実現

## 第1節 農林業の振興

### 現況と課題

輸入規制の緩和、消費者ニーズの多様化、価格低迷など、農業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、本町でも兼業化による担い手の不足や農業従事者の高齢化による農業離れの進行、耕作放棄地の拡大が大きな問題となっています。

一方で、食の安全性が重視されるようになり、環境保全型の農業など、生産の状況や生産履歴などについても注目されるようになっていきます。

こうしたことから、今後も、優良農地の保全や利用集積はもとより、認定農業者の育成や新規就農者への支援に努めるとともに、無農薬、低農薬農産物の栽培や農産物のブランド化の推進など農業技術の高度化や、グリーンツーリズム\*など農業等による交流拡大に取り組み、生産基盤の維持や美しい田園環境・景観の維持を図っていく必要があります。

また林業についても、単に生産機能だけでなく、森林が持つ国土保全、治山・治水、自然環境の保護、レクリエーションなど多面的な機能を再認識し、魅力ある資源として活用しながら、林業の振興を図っていく必要があります。

さらに、地域の農産物や木材などを有効に活用し、6次産業化\*や地産地消などの販売機能の強化を図るなど新たな農林業の展開が求められています。

### 基本方針

担い手の育成や農林業経営・管理の合理化を支援するとともに、農産物のブランド化や生産体制の強化、販路の拡大などに取り組み、魅力とやりがいのある農林業の振興を図ります。

さらに、地産地消や農林業の体験交流などにより、地域の農林業に対する理解と協力を図ります。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 担い手の育成

意欲を持って農業や林業に取り組む担い手の育成に努めるとともに、技術の習得や企業的経営能力の向上、組織化、法人化を積極的に支援していきます。

また、農業・林業後継者の安定確保のため、補助制度の活用や研修体制の充実などにより新規就農者の育成・確保に努めます。

《主要な取組》 ■認定農業者の育成・支援、新規就農者の受け入れ・指導・支援  
 ■林業後継者対策や、新規就労者の受け入れ・指導・支援 ■農業組織化・法人化の支援

#### (2) 農地の保全と有効利用

農地の効率的活用のため、農地利用最適化推進委員が中心となり農業経営改善を目指す土地利用型の担い手農家や、農地中間管理機構と連携し、農地利用の集積を図るとともに、優良農地の確保、遊休農地の解消に努めます。

《主要な取組》 ■農地の集積、流動化の促進 ■耕作放棄地対策の推進 ■有害鳥獣対策の推進

\*グリーンツーリズム 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動

\*6次産業化 農林漁業者（1次産業従事者）が、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めること

**(3) グリーンツーリズム事業**

緑豊かな農村地域としての本町の特性を活かし、自然や文化、地域の人々との交流を楽しむことのできる滞在型の余暇活動の提供を推進します。

また、特産品の生産拡大や加工品開発、郷土料理・伝統農産物の発掘に努めるとともに、体験農業、農地のオーナー制度の推進、イベントの開催など都市と農村の交流の拡大を図ります。

《主要な取組》 ■農地のオーナー制度の推進 ■都市と農村の交流イベントの開催

**(4) 農業生産基盤の整備と農業生産改革の促進**

地域の農業特性を踏まえつつ、ほ場や農道、用排水路等の生産基盤の計画的な整備を推進するとともに、農業団体との連携のもと、園芸・畜産等の生産性拡大や品質向上、生産コストの縮減など農業生産改革を促進します。

また、城里町ブランド創出協議会を中心に、「ななかいの里コシヒカリ米」などをはじめとした農産物のブランド化を検討・推進していきます。

《主要な取組》 ■計画的な農業生産基盤整備の推進 ■農産物のブランド化の推進

**(5) 消費者ニーズに即した農業の推進**

有機米や無農薬米の栽培や、特別栽培農産物認証制度、エコファーマー\*制度の促進など、地球環境に配慮した循環型農業を推進します。

また、ブランド農産物や特産品等の生産体制の充実に努め、直売所やイベントを活用した販売・PRなどを通して特産品の産地化を図ります。

《主要な取組》 ■エコファーマーの支援 ■インターネットを活用した農産物のPR

**(6) 農業の6次産業化の推進**

農業経営の安定化を図るため、農家同士や異業種間の交流の円滑化を進めるなどにより、地域の農産物の有効に活かせる活用方策を検討し、6次産業化の展開を促進します。

《主要な取組》 ■農産物による新商品開発や加工工場整備等の促進 ■商工会等と連携した加工品等の販路の拡大

**(7) 林業の振興**

森林の持つ複合的な機能が十分発揮されるよう、森林ボランティアによる保全運動や環境学習を通して森林保全意識の高揚を図ります。

また、森林湖沼環境税を活用した事業（間伐等）や地場産木材の普及活用等により森林保護と林業の振興に努めるとともに、きのこ類等特用林産物の生産振興を図ります。

《主要な取組》 ■森林ボランティアの育成・支援 ■地場産木材の普及活用と新たな木材製品の開発  
■特用林産物の生産振興

**(8) 林業の6次産業化の推進**

間伐材を活用した木工品の商品開発や、木質チップ（燻煙木材）、木質バイオマス\*として利用する等、木材の高付加価値化や再利用に取り組みます。

《主要な取組》 ■間伐材を活用した商品開発の推進  
■木質チップや木質バイオマスなど新エネルギー資源としての木材活用の促進  
■集成材など新たな加工建材としての木材の活用展開の促進

\*エコファーマー 法律に基づいた持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、県知事の認定を受けた農業者

\*木質バイオマス まき、木炭、チップ、ペレットなど木材に由来する再生可能な資源

## (9) 地産地消の推進

学校給食への活用をはじめ、米・野菜など新鮮・安全・安心な地元農産物の地域内流通を図り、地産地消を推進していきます。  
また、地域の木材の積極的な利活用の検討を推進します。

《主要な取組》 ■学校給食への地元農産物の活用 ■直売施設の活用による地域内流通の促進  
■木造住宅や公共建築物での地域材の利用促進

## (10) 流通・販売体制の充実

多様化する消費者需要を的確にとらえ、共同出荷・販売の体制強化や、直売・宅配・通信販売・契約栽培の促進など、農産物の多様な流通・販売体制の充実を図ります。

《主要な取組》 ■直売施設の活用 ■インターネットを活用した契約販売等の推進

## (11) 地域ブランドの形成（再掲）

米や野菜など、城里町産の農林水産物や、自然の景観、伝統工芸等といった地域資源を効果的に活用し、全国に向けたプロモーションを行うなど、情報発信をしながら地域ブランドを確立し、産業振興を図ります。

《主要な取組》 ■城里ブランドの創出・確立 ■全国的なPR活動の展開



しろさとトマト（城里ブランド推奨品）



## 第2節 商工業の振興

### 現況と課題

本町の商業は、国道123号沿道の店舗が中心ですが、景気の低迷や近隣への大型店の出店に伴い、消費の地元離れが進んでいます。また、商店経営者の高齢化や、後継者不足により店舗数の減少も続いています。

地域の商業は、商品やサービスを提供するだけでなく、情報交換の場、交流の場、また、地域文化を発信する場としての機能を有しています。

このため、今後も商工会を中心として、経営者の意識改革と連帯意識の高揚、経営力の強化を支援していくとともに、農業や観光、交流や文化施策と連携した商店街の魅力づくりに地域ぐるみで取り組み、商業の振興を図っていく必要があります。

一方、本町の工業は、機械、鉄鋼、建材など比較的小規模な事業所が立地しているのが特徴です。

工業は地域雇用の受け皿としても重要であることから、今後とも周辺の豊かな自然や居住環境と共存した既存工業の振興を促していくとともに、新たな雇用の創出に向けて、環境保全技術や情報化産業など自然豊かな本町の環境に合った新しい分野の産業をにらみながら、新たな工業用地の確保や、小・中学校の跡地等を活かした優良企業の誘致に取り組んでいく必要があります。

### 基本方針

多様化する消費者ニーズに柔軟に対応できるように商工会と連携し、身近な商業地としての魅力の向上と商業経営の近代化を目指します。また、商店街組織の育成・強化に取り組むとともに、既存商店街の活性化を支援します。

また、既存工業の活性化、雇用促進のための新規企業誘致の検討、工業用地の確保など、多面的な工業振興を図ります。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 商業地でのにぎわい創出

町の中心市街地のにぎわいを取り戻すため、見せる・楽しめる商店街づくりやサービス向上による魅力化を促進します。また、商店街イベントの共催など地元商店街を支援します。

これからの商店街を担う青年を積極的に支援し、商店街の活性化を促進します。

また、新規出店者の募集や出店支援、空き店舗を活用したチャレンジショップ\*事業の展開などにより、商店街の活性化を支援していきます。

さらに、団体が行う町のにぎわいを取り戻すための企画・イベントに対して、補助金や運営サポート等の支援を検討します。

《主要な取組》 ■見せる・楽しめる商店街づくりの推進

■空き店舗等を活用したチャレンジショップ事業やコミュニティカフェ\*等の展開

#### (2) 特産品直売センターかつら（道の駅）の充実（道の駅の建て替え）

観光客が立ち寄りたと思う魅力的な店舗を目指して、老朽化している特産品直売センターかつら（道の駅）の建て替えも視野に入れて充実を図ります。

《主要な取組》 ■道の駅建て替えの検討 ■魅力的な店舗づくり

\*チャレンジショップ 新規に店舗を持つとする人が、事前に行政や商工会などが用意した空き店舗などを活用して試行する店舗

\*コミュニティカフェ 地域社会の中で、人と人のつながりをつくることを目的として開設する交流の場

## (3) 国道123号バイパス沿いへ大型商業施設誘致

町内だけでなく、近隣からの集客が期待できる大型商業施設の誘致を図ります。

《主要な取組》 ■大型商業施設の誘致

## (4) 買い物支援

ひとり暮らしや歩行が困難などで日常の買い物に支障がある高齢者を支援するため、民間企業による移動商店の出店を促すなどの取り組みを実施し、買い物の場の確保を図ります。

《主要な取組》 ■移動商店の促進

## (5) 経営近代化の促進

多様化する消費者ニーズに柔軟に対応できるよう商工会と連携し、商業経営者への経営指導、意識啓発や経営の近代化を図ります。

《主要な取組》 ■経営指導の充実と意識啓発

## (6) 商店街組織・商工会の育成強化

地域の歴史や文化・伝統工芸などと連携した回遊性のある商業展開や、集客を促すイベント、PR活動を通して、商店街組織の育成・強化に取り組み、本町の個性を活かした既存商店街の活性化を図ります。

《主要な取組》 ■寺社等の歴史・文化資源や伝統工芸など観光と連携した回遊性のある商店街の形成  
■商工会の実施するイベントの支援 ■ブロードバンドを活用した商店・商品情報の発信

## (7) 既存工業の振興

経営の近代化、生産技術の高度化を促すとともに、特産品加工などの地域資源活用の取り組みを支援し、既存工業の振興を図ります。

また、既存工場の拡充による雇用の増加や地域産業の活性化を図るため、県と連携して本社機能の誘致を図ります。

《主要な取組》 ■新製品・新技術の開発促進 ■環境に配慮した操業環境の維持 ■地域密着型産業の振興  
■ふるさと納税を活用した振興策 ■税制を活用した優遇策の検討 ■地元建築業の振興策の検討  
■企業の本社機能移転と拡充の促進

## (8) 地域ブランドの形成（再掲）

米や野菜など、城里町産の農林水産物や、自然の景観、伝統工芸等といった地域資源を効果的に活用し、全国に向けたプロモーションを行うなど、情報発信をしながら地域ブランドを確立し、産業振興を図ります。

《主要な取組》 ■城里ブランドの創出・確立 ■全国的なPR活動の展開

特産品直売センターかつら（道の駅）



## 第3節 観光・レクリエーションの振興

### 現況と課題

本町は、森林の緑や河川の水辺に囲まれた豊かな自然や、心和むふるさとしての農村環境を色濃く残す一方、県都水戸市に隣接し、高速道路等広域交通網が利用しやすい有利な条件を有しており、観光果樹園やゴルフ場が数多く立地しています。

また、「ふれあいの里」、「うぐいすの里」、「山びこの郷」の3つのレクリエーション施設や健康増進施設「ホロルの湯」、「特産品直売センターかつら（道の駅）」、物産センター「山桜」などが整備されています。

このうち平成5年に県内第1号の道の駅として開設した「特産品直売センターかつら（道の駅）」は、開設から20年以上経過し、施設や機能の更新が求められています。

また、「うぐいすの里」の展望風呂やプールが使用できない状況になっています。

今後は、本町の恵まれた環境・立地を積極的に活かし、これらの施設を引き続き観光・レクリエーションの拠点として活用できるように、適切な維持・更新体制を検討しながら、特産品の開発や直売機能の充実を図り、全町的な観光イベントの展開による地域振興につなげていくとともに、周辺地域との連携のもと、観光・レクリエーションの広域化を図っていく必要があります。

### 基本方針

既存の観光資源を活用したイベントの開催や自然を活かした体験観光、農業をはじめとする地域産業との連携など、常北・桂・七会の3つの地域の特性を活かした観光・レクリエーションのネットワーク化を図り、魅力ある交流空間づくりに取り組みます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 観光資源・施設の魅力ある多様化

豊かな水辺や緑空間、歴史・文化などの地域資源や既存施設を活かし、常北・桂・七会の3つの地域の特性を踏まえた相互の役割や関連性を考慮しながら、観光拠点としての魅力化と多様化を図ります。

《主要な取組》 ■体験・滞在・回遊型の観光のまちづくりの推進 ■レクリエーション施設の運営体制の検討  
■「かわまちづくり計画」の推進

#### (2) 農林業との連携強化

農林業との連携や、町民の協力を得ながら農作業や工芸、郷土料理づくりなどの体験メニューを充実・強化し、都市住民との交流による地域産業の振興に取り組みます。

《主要な取組》 ■グリーンツーリズムの推進 ■森林ボランティアとの連携による森林体験

#### (3) 観光PRと集客方法の多様化

全町に整備されたブロードバンド環境を最大限に活用し、観光資源や施設などのPRや広域ネットワーク化、魅力ある観光イベントの展開、観光ボランティアの育成などにより、積極的な誘客活動に取り組みます。

また、歴史・文化的資源や景勝地の指定、伝統工芸品や特産物のPRなど、拠点施設や地域資源をつなぐ観光ネットワークづくりを推進します。

《主要な取組》 ■インターネットの活用による観光PRや情報発信 ■観光ボランティアの育成  
■広域観光ネットワークの形成

### (4) 直売施設の充実

物産センター等、直売施設の充実と経営の向上を図り、地場製品の販売を促進します。

《主要な取組》 ■既存施設の維持・充実 ■インターネットを活用したPRの促進

### (5) 県立自然公園等の整備

貴重な自然資源である御前山県立自然公園、那珂川周辺の自然環境の保護管理や遊歩道の整備を推進します。

《主要な取組》 ■御前山県立自然公園の保護管理

### (6) 地域資源を活かしたイベントの創出

地域の資源を活用することを前提に、民泊体験、交流体験、アウトドア体験、婚活イベントなどを実施します。

《主要な取組》 ■イベント・ツーリズム運営会社との連携 ■婚活イベントの企画・実施

### (7) イベントの継続的实施と実施体制の整備

地域が主体となった「しろさと七夕まつり」や「しろさとふるさとまつり」などの観光イベントが継続されるように支援します。

《主要な取組》 ■観光イベントの支援

川魚つかみ取り大会



## 第4節 新たな産業の誘致・育成

### 現況と課題

本町では、高齢化が進行しており、現在のままでは人口増加を見込むことは困難となっていることから、積極的に若い世代や若者の起業家などの移住を促進することが必要です。

国では平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、我が国における人口の現状と将来人口等を展望した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び地方創生や人口対策を盛り込んだ「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

これを受けて本町でも、平成28年に「城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の維持や町の活性化につながる施策の展開を図っています。

若者や移住者を定着させるためには、町内に働く場所の確保が重要であり、「安定した雇用の創出」は城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の大きな目標の一つとして、空き校舎等への企業立地に関して優遇制度を設けるなど、新たな産業が参入しやすい環境整備に向けての展開を推進しています。

### 基本方針

環境保全技術や情報化産業など新しい分野の産業をにらみながら、既存の地域資源や産業、全町に敷設された光ファイバー網などを活かし、本町の豊かな自然環境や居住環境に適合した優良企業の誘致を図ります。

また、観光産業や地域の特産品を活かした新たな産業展開や、若者の雇用の場、高齢者の生きがい対策と連携した仕事づくりなど、地域密着型の産業振興に取り組んでいきます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 新規企業の立地促進

統廃合により使われなくなった学校跡地は、いずれも道路からのアクセスがしやすく、まとまった土地であることから、地域に応じ、地域や町全体の活性化につながる企業の誘致を行います。

また、整備が進められている国道バイパス沿道等に広域との利便性が高いことを活かした新規企業や既存立地企業拡大の受け皿としての工業等産業用地の確保を検討します。

《主要な取組》 ■空き校舎提供のPR ■町内に張り巡らされた光ファイバー網等を活用した企業の誘致  
 ■豊かな自然環境や居住環境に適合した優良企業の誘致 ■地域密着型産業の振興  
 ■新規企業立地のための工業用地の開発 ■高齢者向けサービス産業の誘致

#### (2) 起業の支援

町に移住し、起業を希望する人に、町内にある空家等を無償又は低価格で提供するなど空家等を活用した支援策を検討します。町の発展が期待できる起業に対しては、町ぐるみで支援する体制を整備します。

《主要な取組》 ■空家等の提供制度の検討 ■優良起業家への支援 ■起業に対する支援制度の活用促進  
 ■起業に対する新規制度の検討 ■高齢者向けサービス産業の育成

#### (3) 企業立地に対する優遇

城里町企業立地奨励金交付要綱に基づき、立地企業や用地提供者に対する企業立地奨励金を交付し、本町のPRと企業立地を促進します。

《主要な取組》 ■インターネットを活用したPRや企業誘致活動の推進  
 ■独自の固定資産税助成、建物建設助成、雇用促進助成等の実施

### (4) 企業誘致のための新たな資金調達手法の検討

起業のための新たな資金調達方法として、クラウドファンディング\*の活用が可能となるように、クラウドファンディング事業者や民間金融機関、施策実行者との間を取り持ち、支援することで地域活性化につなげます。

《主要な取組》 ■クラウドファンディング支援事業の検討

---

\*クラウドファンディング 特定の目的を達成するために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること (Crowd Funding)

## 第5節 消費者保護の推進

### 現況と課題

本町では、消費生活に役立つ広報活動や悪質な販売による被害の未然防止などに関する啓発活動のほか、消費者相談窓口の開設などとともに、消費者団体の支援などを進めています。

しかし、規制緩和の進展、グローバル化などにより様々な商品やサービスが流通し、消費者を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、今後も引き続き町民がトラブルに巻き込まれないように、被害の未然防止、相談体制の充実などを図る必要があります。

### 基本方針

豊かさを実感できる安全な生活環境づくりを目指し、消費に関する正しい知識の普及や悪質な販売被害の防止のための啓発、相談体制の強化を図り、安全・安心な消費生活の実現を支援します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 消費者団体支援

「かしこく生きる」、「意欲ある社会づくり」を理念に、研修・研究活動などを通して、底力ある消費者団体づくりを支援します。

《主要な取組》 ■研修・研究活動の支援

#### (2) 広報活動と啓発

安全な消費生活のための講座・教室・講演会などの実施や、情報の提供を通して、正しい消費知識の普及に努めるとともに、悪徳商法による被害を未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。

《主要な取組》 ■正しい消費知識の普及啓発

#### (3) 消費生活相談

消費生活センターを中心に、多様化する消費相談に対応できるよう相談窓口の強化を図ります。

《主要な取組》 ■消費相談窓口の強化

## 第6節 住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築

### 現況と課題

近年では、少子高齢化に伴う自然減だけでなく、転出入による社会増減についても減少に転じ、毎年200人以上が減少している状況です。

人口の減少を抑え、まちに活力とにぎわいを生み出すためには、町民が住み続けたいくなる施策と同時に、町外からの転入を増やすための施策を積極的に展開するとともに、町への移住を促す施策等を町の内外に認識させる必要があります。

また、限界集落\*化が懸念される地域については、町民の視点からの将来的な方向性や対策を検討していく必要があります。

### 基本方針

町外からの移住の促進を図るために、生活の基盤となる住宅や雇用の場の充実を図るとともに、移住者支援制度の創出、町の魅力についての情報発信など、様々な取り組みを行います。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 町内就業に関心を持たれるように積極的なPRの実施

町内での就業に関心を持ってもらえるようなアプローチを、町外も含めて行います。

町内の企業に就職した若者を対象に所得支援を行うなどの仕組みを検討します。

町内の勤労者や移住希望者に、住宅を安価で貸し出す等の金銭面の負担軽減のほか、ニーズに合った住宅の整備などの検討を進めていきます。また、移住者に対して地元の米や野菜等の特産品の提供やホールの湯等公共施設の優待などの特典について、今後の実施に向け検討します。

さらに、移住交流定住促進の窓口の設置を検討します。

《主要な取組》 ■町内就業者への負担軽減対策の検討 ■移住促進のための付加特典の検討  
■移住交流促進策の窓口の設置の検討

#### (2) 地域おこし協力隊誘致

「地域おこし協力隊」制度を活用して、都市地域から生活の拠点、住民票を移動し、地域おこし支援等に取り組む人を誘致します。

《主要な取組》 ■地域おこし協力隊員の誘致

#### (3) 集落支援員制度活用の検討

「集落支援員制度」を活用して、集落に支援員を配置（委嘱）し、現状の点検や今後のあり方について検討するとともに、それらを踏まえた施策の実現につなげていきます。

《主要な取組》 ■集落支援員の配置

#### (4) 介護事業所、保育園、病院等の人材確保と移住定住者増

安全・安心に暮らせる環境を準備し、移住定住を促進するため、子育て・医療・福祉分野の人材確保を積極的に図り、町内関連事業所の雇用の確保に取り組みます。

《主要な取組》 ■病院、介護事業所、保育園等の人材確保事業

#### (5) 定住促進のための課題把握及び推進方策の策定

本町を転出する町民の動向を把握・分析の上、人口流出対策を策定します。

《主要な取組》 ■窓口における転出入状況調査及び分析の実施

\*限界集落 経済的・社会的な共同生活の維持が難しくなり、社会単位としての存続が危ぶまれている集落

# 前期基本計画

- 第1節 ともに社会を生き抜く力を身につける教育
- 第2節 安心して学べる教育環境の整備
- 第3節 生涯にわたって学べる環境の整備
- 第4節 郷土の文化の継承と文化財の保護

## 第4章

人と文化を育む人間性豊かなまちの実現

## 第1節 ともに社会を生き抜く力を身につける教育

### 現況と課題

本町の学校教育では、これまで、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を推進し、確かな学力の定着や豊かな人間性、社会性を育成するための様々な指導を実施するとともに、児童生徒の体格・体力の向上と健康の保持に努め、学校給食における地産地消にも取り組んできました。

国は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正し、本町においても平成27年度に町長が招集する「総合教育会議」を設置しました。総合教育会議では、町長と教育委員会が協議、調整を行い、町の教育に関する「城里町教育大綱」を策定しました。

これからの本町の教育については、平成27年度に策定した「城里町教育大綱」を内包した「城里町教育振興基本計画」に基づき推進していきます。

人口減少の進行による少子化が大きな問題となっている本町の地域の活力を維持していくには、これからの地域を支える人材となる子どもたちの育成が必要であり、ふるさとへの愛着が持てるような学びの機会を充実させることに取り組みます。

今後は、グローバル化の進展に対応した教育の充実やキャリア教育など多様な教育を推進していく必要があります。また、他者を思いやり、自分自身に誇りを持てる子どもたちの育成が望まれています。

本町では、障害のある児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるような教育の充実を図っていますが、広く特別支援教育への理解を促進することが重要です。また、心理的要因で登校できない児童生徒には適応指導教室を設置し、学校への復帰を促すための指導・援助を行っています。

幼児教育では、子育て家庭の働き方や子育てに対するニーズが多様化しており、保育だけではなく幼児期の教育へのニーズも高まっており、平成27年度、全国的にスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園や認定こども園における質の高い幼児教育の提供が求められています。

### 基本方針

確かな学力定着や個性を引き出す多様な教育の機会の提供に努め、これからの社会を生き抜く力を身につける教育を目指していきます。

また、ふるさとを愛する心を育み、地域を支えていく人材を育てていきます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 城里町を支える人を育てる教育の推進

城里町教育大綱（教育の基本理念）の町民への周知に努めるとともに、児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進します。

小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、小・中学校が連携して、義務教育期間を通し子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組めます。

《主要な取組》 ■城里町教育大綱（教育の基本理念）の周知 ■「城里学ぶっく」\*の作成  
■小中一貫教育の検討

\*「城里学ぶっく」 町が独自に作成した、町の歴史や文化、産業、自然環境等をまとめた小・中学校の授業で活用するための副読本

## (2) 確かな学力と自ら考える力の育成

児童生徒が主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な学力を身につけることができるよう、思考力・判断力・表現力を育む指導の充実を図ります。確実な知識の習得のための反復学習や習得した知識・技能を活用する学習を推進します。

国際化に対応した教育やコミュニケーション能力の育成、コンピュータ等を活用した双方向型の授業、社会的・職業的自立に向けた能力を育成するキャリア教育など多様な教育機会の提供に努めます。

《主要な取組》 ■チームティーチング\*（TT）の実施 ■町独自学習プログラムの研究  
■ALT（外国人指導助手）による外国語指導 ■ICT環境\*の整備促進  
■9年間を見通したキャリア教育の実践

## (3) 豊かな人間性と社会性の育成

児童生徒の学年の段階に応じた道徳教育や人権教育の指導に努めます。また、自己有用感の醸成など豊かな心の教育を育みます。

学校でのいじめや暴力を未然に防ぐため、一人一人の子どもの状況の把握に努め、生徒指導の充実を図るとともに、相談を必要とする児童生徒が適切な相談を受けることができるような体制を整備します。

コミュニケーションの基盤である言語活動の充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めます。

《主要な取組》 ■宿泊学習、社会体験等の体験型授業・学校行事の実施 ■読書活動の推進  
■スクールカウンセラー等の配置

## (4) 健康な身体と体力の育成

健やかな心身の発育・発達や健康的な生活習慣の定着の大切さへの理解を促す学校保健学習の指導を行います。

体育の授業においては、運動を通じ児童生徒の体力の維持・向上に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しめるよう様々な運動に触れる機会の充実を図ります

児童生徒の正しい食習慣の定着や食を大切にすることを育てます。

安全で安心できる学校給食を提供し、地産地消を給食献立に取り入れます。

《主要な取組》 ■体力・運動能力調査の実施 ■部活動の推進 ■食育の推進 ■地産地消の給食献立の推進

## (5) 特別支援教育\*の充実

障害のある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立の能力と態度を育成する指導に努め、校内のバリアフリー化など教育環境の整備を図ります。

特別支援教育への理解を促進するとともに、特別な支援が必要な児童生徒への支援や対応を図ります。

《主要な取組》 ■特別支援教育に関する各種研修会の実施 ■学校生活支援員の配置  
■校内のバリアフリー化の推進

## (6) 質の高い幼児教育の推進

基本的な生活習慣の育成や規範意識の定着など幼児教育の充実に努めます。また、子どもたち一人一人の発達に応じた指導や学級指導を適切に行うことができるよう教職員の資質の向上を図ります。

多様な子育てニーズに対応した幼稚園の延長保育を実施します。

幼稚園、保育所・園、小学校の指導者が連携し、幼児期の教育と義務教育の連続性や一貫性のある教育を研究し、幼児・児童に関する相互理解を深めます。

子どもたちが幼稚園や保育所・園から小学校へと円滑に移行できるよう、就学前の情報交換や子どもの交流会などを実施します。

《主要な取組》 ■子ども・子育て支援新制度への対応 ■町内各幼稚園・保育園（所）への保健師巡回相談  
■延長保育の充実 ■就学前情報交換会の実施

\*チームティーチング 授業において、複数の教員が連携・協力して指導する方法

\*ICT環境 情報通信技術（Information and Communications Technology）を使い、わかりやすい授業の実現や情報活用能力の育成を図る環境

\*特別支援教育 障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

### 第2節 安心して学べる教育環境の整備

#### 現況と課題

学校では、平成20年の学習指導要領の改訂による小・中学校の授業時数の増加や、児童生徒一人一人に応じた学習指導が求められるようになっており、教員が教職生活を通じて学び続けることができる基盤整備が必要です。

そのため、本町では、小・中学校の教職員の研修を推進し、教職員の資質向上に取り組んできました。

また、少子化が進む本町では、適正な教育環境を確保するため、平成23年度に小学校、平成27年度には中学校の再編を実施しました。今後も状況に応じた小・中学校の適正規模・適性配置についての検討が必要です。

最近、日本の子どもの貧困率は高く、子どもの6人に1人が貧困状態であると言われており、家庭環境の要因等により、学習・社会生活に困難を有する児童生徒への支援は重要課題となっています。

子育て家庭のニーズは多様化しており、共働き家庭の子どもが従来の保育だけではなく、幼児教育も受けられる環境整備が求められています。

小・中学校の再編に伴い一部バス通学の児童生徒や中学生では自転車通学の生徒もいることから、登下校時の交通安全等の指導や対策を行っています。

子どもたちの育成には、学校だけではなく家庭や地域との連携・協働が重要です。しかし、家庭環境は多様化し地域との関わりも希薄になっており、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。

本町は自然に恵まれた環境があり、学校教育の中にも積極的に取り入れ活用することで、町独自の教育の創出や子どもの郷土愛が育まれることが期待されます。

#### 基本方針

質の高い教育を指導する教職員の資質・能力の向上を支援し、児童生徒の学習意欲を高める安全な学習環境の維持・向上に努めます。

学校・地域・家庭の連携を強化し、家庭教育や地域での教育力の向上を図り、地域の学びの拠点として開かれた学校を目指します。

#### 施策の方向と主な取組

##### (1) 教職員の資質・能力の向上

児童生徒の確かな学力の修得を目指し、指導する教職員の資質・能力を向上させるため、研修や教育研究活動等を支援します。

教職員が意欲を持って勤務できるよう、身体だけでなく精神的疲労に対処するため、県の講習会への参加促進やカウンセリング等の相談窓口の紹介を行います。

《主要な取組》 ■城里町学力向上研修会の実施 ■教育研究活動の支援

**(2) 学習環境の整備**

学校・学級の少人数化に対応するため、町の学校が連携し、校外学習等を複数の学校が合同で行うなど、子どもたちが学級や学校を超えて交流する機会を創出します。

家庭環境の要因により、経済的理由で就学困難となっている家庭の児童生徒に学用品・修学旅行費・学校給食費等の援助を行います。また、優秀な生徒・学生で経済的理由により、高校や大学への修学が困難な方に対しては学資を貸与します。

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時の避難場所にも利用される学校施設の耐震化や老朽化対策を推進し、施設の維持に努めます。

今後の少子化に伴い、小・中学校の適正規模や適正配置、施設の老朽化に伴う公立の幼児教育・保育施設の適正配置等を検討します。また、児童生徒の学習活動をより充実させるため、学習環境の向上を図ります。

《主要な取組》 ■就学援助 ■奨学金貸与事業  
 ■児童生徒の基礎学力の定着及び学習意欲の向上のための放課後や休日における学習支援  
 ■小・中学校の適正規模・適正配置 ■認定こども園の検討 ■学校給食センターの一元化

**(3) 安全・安心な教育環境の整備**

学校や教育委員会及び関係部署、警察等関係機関が連携し、家庭地域の協力も得て、児童生徒の登下校の安全を確保するとともに、児童生徒の交通安全指導を推進します。

また、学校における避難訓練等の防災教育、自らの安全を守るための能力を身につけさせる安全教育を推進します。

子どもたちの放課後の安全な居場所を確保するため、小学6年生までの利用拡大など放課後児童クラブの充実を図るとともに、子どもたちが交流し安心できる新たな居場所についても検討を進めます。

《主要な取組》 ■城里町防災研修会の実施 ■通学用ヘルメット貸与事業 ■遠距離通学者への支援  
 ■放課後児童クラブの充実 ■放課後子ども総合プランの検討

**(4) 家庭・地域の教育力の向上**

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級の開催など家庭教育に関する学習の機会の提供に努めます。

住んでいる地区で実施している地域行事への参加を促すなど、地域と子どもたちのつながりを大切にしています。また、地域のパトロールや登下校時の見守りなどボランティア活動への地域住民の参加を促し、学校、家庭、地域が連携し児童生徒の健全な育成を図ります。

青少年や家庭が抱える問題に対処するため、地域に相談員を配置し相談体制を確保します。

また、高校生会の充実を図るため町の高校生の参加を促すとともに、会員が自発的な行動により自己の向上を図り、地域との交流を深めることを支援します。

《主要な取組》 ■家庭教育学級の開催 ■花いっぱい運動コンクール ■青少年相談員連絡協議会運営  
 ■ふれあいの船引率ボランティア

**(5) 地域資源の教育への活用**

学校のホームページ等を活用した情報発信を推進し、学校に対する保護者や地域住民の理解を深め、地域に開かれた学校づくりを目指します。

学校と家庭や地域社会が相互に連携・協力した学校教育の推進を図るため、学校評議員制度や外部評価を取り入れ幅広く意見や助言を求め、学校運営の工夫や改善に活用します。

地域の人材を活用した総合的な学習の時間や職業体験などのキャリア教育を実施します。また、地域の自然や資源を活かした学習・体験講座を実施し、週末等を有効に過ごす機会を提供します。

《主要な取組》 ■ふれあいの船事業 ■地域資源を活かした課外講座の実施

### 第3節 生涯にわたって学べる環境の整備

#### 現況と課題

本町では、平成19年に策定した「城里町生涯学習推進大綱」に沿って、町民が主体となる生涯学習を推進してきました。

現在、常北・桂・七会の3公民館を中心に地区公民館も含め各種講座やサークル活動を展開していますが、活動している町民が高齢化しており、若い人たちが参加しやすい取組を検討する必要があります。また、学習成果を発表する場の提供、学んだことが活かせる仕組みづくり、優れた人材を生涯学習に活用していく方策などが求められています。

町民の体力づくりや健康の維持・増進のために、社会体育施設を活用したスポーツ行事の開催やスポーツグループづくり、スポーツ少年団の活動などを推進しています。

スポーツサークルやグループでは、若い町民が参加しやすい体制が課題となっています。また、人口の減少に対応し、団体スポーツだけではなく、少人数や個人でできるスポーツなどの取組も必要です。

このような中で、我が国最大かつ最高のスポーツの祭典である第74回国民体育大会が平成31年度に茨城県、そして本町において開催されることは、町民のスポーツへの関心を高め、さらなるスポーツ活動の普及・発展に大きく寄与するところです。

本町の生涯学習施設は、コミュニティセンター城里、公民館・地区公民館、桂図書館、郷土資料館などの文化施設、運動公園や体育館などの社会体育施設があります。

学生や昼間働いている町民も生涯学習施設が利用しやすいように、開館時間や開館日、利用システムなどを検討していく必要があります。また、利用が少ない施設や老朽化した施設などを検証し、維持・管理や活用の仕方を見直します。

本町では、54の地区ごとに自治会があり町民による活動を行っています。また、子ども会も活動していますが、子どもの数が減少し休止している所も多くなっている現状です。

少子高齢化が進む本町で、地域の活性化を図っていくためには、地域コミュニティ活動へ参加する町民の増加や、子どもの頃から地域と関わり、将来にわたって地域を支えていく人材を育成していくことが重要です。

#### 基本方針

すべての町民が、いつでも、どこでも、誰でも、学べる生涯学習を目指します。  
町民がスポーツに取り組むことを促進し、楽しくスポーツができる環境を整備します。

公民館講座発表会



常北公民館美術展



## 施策の方向と主な取組

### (1) 生涯学習の充実

町民が主体となり、生涯にわたって質の高い学びを進めていけるよう生涯学習の体制を整備していきます。

地域の親睦を図るため、町民参画の視点に立った地域に根ざした町民活動を支援するとともに、社会教育諸団体、町民会議などの活動運営に対する支援を行います。

あらゆる世代の多様な学びの場の提供を図り、誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう町民の生涯学習活動を支援します。

町民の一人一人が、生涯にわたって自主的・自発的に学習活動に取り組むために、各公民館において多彩な講座や教室のメニューを提供します。

また、各公民館で活動している定期講座や自主講座の受講生が、日頃の活動の成果を発表する場として、公民館を活用した作品の展示イベントを開催します。

町民の中から掘り起こした各分野の優れた人材や生涯学習講座やサークル活動で習得した技能を持つ人材を、生涯学習講座等で活かすための人材登録の仕組みを検討します。

《主要な取組》 ■社会教育委員会議等の運営 ■各社会教育団体への支援  
 ■コミュニティセンター城里を活用した芸術、芸能鑑賞の機会の提供 ■各種公民館講座の開催  
 ■公民館を活用した展示やステージ発表会の実施 ■生涯学習人材登録制度

### (2) 生涯スポーツの充実

体育協会やスポーツ少年団などの生涯スポーツ活動団体の育成・支援を推進するとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の指導者等の養成・支援に努めます。

町民の健康維持・増進や体力づくりのために、マラソン大会等のスポーツ行事を開催します。また、国民体育大会のボクシング会場として町民のスポーツへの関心を高めます。

町ホームページや広報誌などを活用し、スポーツに関する幅広い情報提供を行い、町民スポーツの普及に努めます。

《主要な取組》 ■スポーツ団体の育成・支援 ■スポーツ指導者の育成 ■青少年のスポーツ活動の充実  
 ■体力づくり・健康増進の推進 ■スポーツに関する幅広い情報提供  
 ■国民体育大会ボクシング競技、デモンストレーションスポーツ・ユニカールの開催

### (3) 生涯学習施設の有効な活用

誰もが利用しやすい公民館を目指して、各地域のニーズや実態を把握し、公民館機能の有効利用を図り、地域に密着した公民館運営を推進します。また、地域活動の拠点としての充実を図ります。

図書館は、町民の文化、教養、生活の向上に寄与する生涯学習施設として、資料の充実と提供に努めます。また、桂図書館とコミュニティセンター城里の図書室が連携を図り、今後の共通システムの構築を検討します。

生涯学習文化施設や社会体育施設の保守点検を行い適切な維持管理を図ります。また、利用が少ない施設や老朽化した施設などを見直し、今後の改修や維持・管理の方法について検討します。

公民館等の生涯学習施設は、より利用しやすい施設を目指し、部屋の貸出や予約、講座の受付について随時改善し、窓口サービスや使用料についての見直しを図ります。

《主要な取組》 ■公民館の運営管理 ■施設の維持管理及び運営管理

### (4) 地域コミュニティの活性化

地域住民と連携を図りながら、3世代交流事業やボランティアなどの地域コミュニティ活動を支援します。

また、子どもの頃から地域と関わりを持てるよう子ども会活動を支援します。

《主要な取組》 ■3世代交流事業の支援 ■城里町子ども会育成連合会大会の開催 ■花いっぱい運動コンクール

## 第4節 郷土の文化の継承と文化財の保護

### 現況と課題

本町には、国指定重要文化財及び県指定文化財をはじめとして、多くの文化財、史跡等があり、栗野春慶塗や桂雛などの郷土工芸品の技術が受け継がれています。

平成27年度の茨城県の事業で、旧北方小学校を改装し県の埋蔵文化財センターとして整備することとなり、隣接する町管理の古墳を公園として再整備し、文化財の活用空間として一体的に利用していくことが求められています。

また、合併から10年経っていますが、自分の住んでいる地区以外の郷土芸能などを知らない町民も多く、町内外に向けて城里町の文化財や郷土文化の周知を図っていく必要があります。

### 基本方針

各地区に受け継がれている郷土芸能や地域文化を町民に周知し、継承と保存を支援します。町の有形・無形文化財の積極的な保護・保全に努め、町内外に向けてPRします。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 地域文化の伝承

町内外の各種イベントなどで、古内大杉ばやしや八木節源太おどりなどの郷土芸能を発表する場を設け、広く周知を図るとともに、郷土芸能の継承と保存活動を支援します。

各地区に残る子どもを中心として活動しているお囃子や太鼓の継承を支援します。また、町民に自分が住んでいる地区以外の地域文化を紹介するとともに、町としての一体感を創出するために、一堂に会して発表する機会を検討します。

黒澤止幾など町の歴史上の偉人や地域に残る伝統工芸などについて、資料等を活用し積極的に周知を図り、観光と連携し地域振興に積極的に活用していきます。

《主要な取組》 ■無形民俗文化保存会への支援 ■地域文化の継承と周知 ■伝統工芸・伝統技術の継承と情報発信

#### (2) 文化財の保護とPR

町内にある文化財の保護・保存に努めます。また、町の重要な文化財を町文化財として指定し、長く後世に引き継いでいきます。

埋蔵文化財分布地図や文化財ガイド等の資料の発行や指定文化財の案内看板の管理を行い、各種媒体を活用し、町内外に向けて周知を図ります。

《主要な取組》 ■頓化原古墳を活用した公園整備の検討 ■文化財保護審議会の運営  
■埋蔵文化財分布地図・文化財ガイド等の資料の発行 ■指定文化財の案内看板の管理  
■新たな文化財の保護・活用

八木節源太おどり



# 前期基本計画

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 循環型社会の形成
- 第3節 低炭素社会の形成

## 第5章

環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現

## 第1節 自然環境の保全

### 現況と課題

本町は、水戸市に隣接する利便性の高い恵まれた立地にありながら、広大な森林や山間を流れる河川、那珂川沿いの田園など、豊かで美しい自然環境・景観も残されており、ふるさとのかけがえのない貴重な財産となっています。

これらの自然は、森林の保水機能等により地域の安全を支えている一方で、保全・整備を怠ると、土砂災害や河川の氾濫などによる危険性も秘めています。

今後も、町民の“ふるさと”である地域資源を将来にわたって継承し、自然と共存していくため、家庭、学校、地域、職場、野外活動などあらゆる場、機会を通して、一人一人の環境保全意識の高揚を図り、自然・景観をともに守っていくために行動するとともに、基盤整備や開発を行う際には、自然環境を優先した整備に努める必要があります。

### 基本方針

町民の地域資源としての自然環境に対する意識を高めるため、学校、家庭、地域、職場、野外活動の場など多様な場において、環境教育、環境美化活動を推進します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 自然環境の保全

町民やボランティアの連携・協力を得ながら、山林、河川、田園などのかけがえのない自然環境・自然資源の積極的な保全を図り、生態系の維持や水源の涵養など自然の多様な機能の維持に努めます。

《主要な取組》 ■環境ボランティアや自然環境保全活動団体などの育成・支援

#### (2) 住民の環境保全意識の醸成

家庭、学校、地域、職場、野外活動の場などあらゆる場、機会を通して町民の自然環境保全意識の高揚を図り、町民、企業、町が一体となった環境保全活動を推進していきます。

《主要な取組》 ■自然学習・環境学習の推進 ■環境保全に関する指導者の育成 ■環境美化活動の推進

#### (3) 自然と調和した環境の整備

林野庁より取得した山林などについては、自然の生態系との調和を十分考慮しながら利活用を検討し、自然と調和した環境を本町の魅力資源として全国に発信していきます。

《主要な取組》 ■山林の保全・活用に関する町民検討組織づくり  
■インターネット等を活用した自然環境情報の発信

#### (4) 河川と水辺の整備（再掲）

誰もが、安全に水辺で楽しむことができる、親水性が高く水と緑の豊かな景観を有する水辺空間の整備を進めます。

《主要な取組》 ■水害に強い河川整備 ■親水性の高い自然護岸の整備

## 第2節 循環型社会の形成

### 現況と課題

本町ではこれまで、町民の理解と参加・協力のもと、ごみの減量化や再資源化、適正な処分など環境保全活動に取り組み、着実に成果を上げてきました。また、産業廃棄物の適正処理や不法投棄の防止に向けての啓発活動や監視に努めています。

ごみ処理については、施設の老朽化が課題となっています。また、産業廃棄物の処理については、事業者自らの責任で適切に処理することが原則となっていますが、大量の産業廃棄物が生み出されている状況の中で、処理を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

今後とも、町民や企業との連携を強め、環境保全に対する適切な情報を共有しながら、町ぐるみで環境対策に取り組み、地球にやさしく快適で衛生的なまちづくりを推進していく必要があります。

### 基本方針

地球にやさしい地域社会づくりに向けて、町ぐるみでごみの減量化・再資源化活動に取り組みます。また、町民や事業者の環境意識の一層の高揚を図り、廃棄物の適正処理や不法投棄、公害の未然防止などの環境対策を推進し、快適で衛生的なまちづくりを目指します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) ごみの減量化・再資源化の促進

町民や事業者に対する環境意識の一層の啓発に努め、町ぐるみでごみの減量化、再資源化を促進します。

《主要な取組》 ■環境教育の推進 ■分別収集・リサイクル促進に向けた啓発  
 ■家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法の啓発  
 ■小型家電リサイクル回収ボックスの設置

#### (2) ごみ・し尿の適正処理の充実

既存施設等の適正な維持管理のもと、ごみ処理体制の充実を図ります。  
 また、施設の老朽化に伴い、新設・修繕計画・広域化などごみ処理施設の今後のあり方について総合的に検討を進めます。  
 し尿処理についても、処理件数の減少に対応しながら運営体制の維持を図ります。

《主要な取組》 ■ごみ・し尿処理施設の適正な維持・管理と効率的な運営

#### (3) 不法投棄等の監視体制の充実

町民や事業者へ不法投棄等の防止に向けた一層の啓発を進めるとともに、ボランティア U.D. (不法投棄) 監視員や警察等関係機関と連携して監視体制の強化を図ります。

《主要な取組》 ■不法投棄等の防止に関する啓発 ■不法投棄等監視体制の強化

#### (4) 環境美化クリーン作戦の推進

地域コミュニティによる自主的な活動を支援し、環境美化意識の高揚と環境美化クリーン作戦活動を継続的に推進します。

《主要な取組》 ■環境パトロールの実施  
 ■環境美化クリーン作戦活動の推進（空き缶、空き瓶、ポスター看板等の回収、清掃、撤去）

### (5) ごみ処理場等の広域化推進（再掲）

ごみ、し尿処理体制については、処理施設の効率化・長寿命化や最終処分場確保のため、周辺市町と緊密に連携を取りながらごみ処理施設の再建や広域化等の検討を進めます。

《主要な取組》 ■ごみ処理施設等の再建や広域連携協議の推進

皇都川のケヤキ林



## 第3節 低炭素社会の形成

### 現況と課題

本町の良好な環境を次の世代に引き継いでいくためには、環境負荷の少ない循環型ライフスタイルへの転換が求められています。また、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題については、地球に住むすべての人・組織が連携して対応すべき課題です。

また、東日本大震災以降の電力不足問題に対しても、国や県はもとより、町民と協力しながら省エネルギーの推進や、新エネルギー\*の活用を検討するなど、積極的な環境対策を進めることが必要です。

### 基本方針

本町の地域資源でもあるかけがえのない自然環境を次世代に継承するため、地球温暖化対策や、新エネルギーの活用に取り組みます。

また、町民、事業者と協力して河川の浄化対策や公害対策を推進します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 地球環境保全・温暖化対策の推進

複雑多様化する環境問題や地球温暖化問題に対し、総合的で計画的な環境保全対策を推進するため、「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」を策定し、目標水準の達成に向けた諸施策を推進します。

《主要な取組》 ■環境基本計画の策定 ■地球温暖化対策実行計画の策定

#### (2) 新エネルギーの普及促進

地球温暖化対策や東日本大震災に起因する電力不足等を教訓として、公共施設や公用車などへの新エネルギー導入を推進します。

企業や一般家庭などにおいても、汎用化が進んだ機器の推奨や補助制度の導入などを検討します。

《主要な取組》 ■新エネルギーの利活用の促進 ■新エネルギーに関する補助制度や融資制度の創設・周知

#### (3) 公害防止対策の充実

「大気汚染防止法」、「騒音、振動規制法」、「悪臭防止法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止するため、発生源に対する規制・指導に務めるとともに、有害化学物質等の適切な情報の収集・提供を推進します。

また、公共用水域の水質の汚濁状況の把握・啓発により、町民の浄化意識の高揚に努めるとともに、下水道の整備・普及を促進します。

《主要な取組》 ■公害防止に向けた事業所への啓発 ■公害監視体制の強化 ■河川の水質汚濁防止に関する啓発

\*新エネルギー バイオマス、太陽熱利用、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー



# 前期基本計画

- 第1節 住民主体のまちづくりの推進
- 第2節 多様な交流の推進
- 第3節 人権尊重と男女共同参画の推進
- 第4節 行財政運営の合理化・効率化
- 第5節 広域行政の推進

## 第6章

### 思いやりのある自治のまちの実現

## 第1節 住民主体のまちづくりの推進

### 現況と課題

町民の意識や要望が多様化している中で、様々な行政課題や地域課題に適切に対応した行政運営を進めるためには、広報活動の充実による情報の提供と広聴活動の推進による住民意識の把握、合意づくりが不可欠です。

また、町民の行政参加、行政と町民の情報のやり取り等、町民が主体的に参画できるまちづくりが求められています。

したがって、今後も町政や暮らしに関する情報の提供を行うとともに、町政懇談会や電子メール、SNS\*等による町政への意見聴取などの充実を図り、町民の意見や要望を町政に反映させるための様々な取組を進めていく必要があります。

地方分権が進展する中、町民の自分たちが住む地域に対する関心が高まっており、地域の総合力を育むためには、様々な分野で、住民参加による地域に根ざした活動を推進していくことが、ますます重要になっています。

また、地域の課題が多様化する中で、地域の力を十分に発揮するためには、町民と行政が情報を共有し、信頼関係を築き、協働して地域づくりに取り組んでいくことが大切です。

今後も引き続き、地域コミュニティである自治組織やボランティア、NPOといった多様な形態の社会活動を支援するとともに、相互に協力していく仕組みを整えていく必要があります。

### 基本方針

行政と町民が情報を共有できるように、個人情報の適切な管理に努めながら、積極的な行政情報の公開に努めるなど、広報・広聴活動のさらなる充実を図ります。

また、「自分たちのまち自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、自治の担い手である地域コミュニティの活性化、ボランティア団体などの活動を促進するとともに、担い手となるリーダーの育成に努めます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 広報・広聴活動の充実

広報・広聴活動の充実を図ることにより、町政情報を積極的に発信し、より多くの人が閲覧できるよう配慮するとともに、多様な機会を通して、町民の声を町政運営に活かすよう努めます。

《主要な取組》 ■広報体制の強化 ■行政懇談会などの機会の充実

#### (2) 住民参加の推進

住民参加による「協働」のまちづくりを目指し、政策決定や計画策定段階での積極的な住民参加を促すとともに、町民と企業、行政がそれぞれ役割を担いながら連携して実施するまちづくり事業などを推進します。

《主要な取組》 ■計画策定段階等での町民公募委員の登用拡大 ■パブリックコメント制度の運用  
 ■自治基本条例などによる住民参加の仕組みづくり  
 ■交流の拠点としてのコミュニティカフェ事業の推進

\* SNS インターネット上で趣味やビジネスなどの仲間によるネットワークを構築する機能を提供する会員制のサービス (Social Networking Service)

### (3) コミュニティ活動の活性化

「自分たちのまちは自分たちが創る」という自治意識の高揚に努め、希薄になりつつある地域コミュニティの大切さを再認識し、活動の活性化を促していきます。

《主要な取組》 ■地域コミュニティの育成・支援 ■地域での交流を通じた自治意識の高揚  
 ■地域コミュニティ施設となる公民館・集会所の維持と有効活用 ■自治会の加入促進

### (4) 住民活動の育成

誰もが参加できる地域づくりやまちづくりを推進するため、NPOやボランティアなど、様々な形の住民活動を育成・支援し、積極的な協力体制を確立します。

また、様々な分野の活動団体のネットワーク化を推進するとともに、地域や世代を超えた「まちづくり組織」の整備とリーダーの育成に努めます。

《主要な取組》 ■住民活動団体やボランティアの育成とネットワーク化 ■ボランティアリーダーの育成・支援  
 ■地域における住民活動情報の発信

まちづくり懇談会



## 第2節 多様な交流の推進

### 現況と課題

交通機関の発達やインターネットによる Web や SNS 等の情報通信技術の発展・普及などを背景に、国内外にわたる交流活動がボーダレスで展開される時代を迎えています。

多様な交流を推進することは、郷土の特性を見つめ直し再認識することにもなり、地域の文化、教育、産業などの振興につなげていく効果が期待されます。

今後は、これまで実施してきた「人」・「物」・「情報」の交流活動をより活発に推進するとともに、行政主導型だけではなく、住民主体の体制づくりを促進し、国際的な見聞を広げ、世界に通用するまちづくりとその担い手となるリーダーの育成に努め、外国人を含む町内外各地域の人たちにとっても魅力があり、住みたくなる開かれたまちづくりに取り組む必要があります。

### 基本方針

イベントなどへの積極的な参加を促すとともに、地域内交流、他地域との交流、世代間交流を積極的に推進し、地域間・国際間の「人」・「物」・「情報」の交流活動を推進します。

また、これらの交流活動拠点となる「交流施設」の廃校舎や空家等を活用した整備を検討します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 地域間交流、世代間交流

地域特性を活かし、イベントや特色ある文化・スポーツ活動を通じて、地域内外の交流、世代間の交流などを推進するとともに、交流時代に対応した人づくりに取り組みます。

《主要な取組》 ■城里町民まつりやしろさとふるさとまつり、スポーツイベント等、イベントの充実

#### (2) 国際交流

国外各地域にわたる多様な交流活動を展開する開かれたまちづくりを目指して、各関係機関との連携、民間レベルでの交流など、多様な国際交流事業の推進に努め、国際化時代に対応できる人づくりに取り組みます。

《主要な取組》 ■行政窓口での外国語対応力の向上 ■外国人児童・生徒等の受け入れ  
■茨城県国際交流協会と連携した、日常生活における生活情報等の提供

#### (3) 友好姉妹都市交流推進

東京都区部などの自治体と友好姉妹都市協定を締結し、多様な交流と町の魅力のPR活動を強化するとともに、体験・滞在・回遊型観光のまちづくりを目指します。

《主要な取組》 ■江戸川区民まつりへの参加 ■友好姉妹都市協定の締結 ■町の魅力PR活動の展開  
■体験型交流事業の実施

#### (4) 未利用施設の「交流施設」としての再活用

未利用施設となっている廃校舎などを利用し、田舎の生活体験など体験型事業を実施できる交流施設として再利用を図ります。

《主要な取組》 ■田舎の生活体験や既存施設の活用による体験型事業の実施  
■廃校舎など利用した都市部住民の交流施設整備の検討

### (5) 高等教育機関・研究機関の誘致

大学・専修学校等の高等教育機関や研究機関の町内への誘致を推進し、教職員・研究者・学生等の居住を推進します。  
また、産学官の連携により、町内産業の強化・創出や、学の知恵を活かしたコミュニティ醸成などを図れる環境づくりを目指します。

《主要な取組》 ■高等教育機関・研究機関の誘致推進と関係者の町内定住促進

### (6) 官・高・大連携による地域課題の解決への取組の推進

町と県立桜ノ牧高等学校常北校及び大学が連携し、協働で地域課題に取り組むプロジェクトを実施し、解決を図るとともに地域の活性化を促進します。

《主要な取組》 ■町民・常北校・大学・町の協働による地域課題解決のためのプロジェクト検討・実施

町民マラソン大会



## 第3節 人権尊重と男女共同参画の推進

### 現況と課題

住民誰もが個人として等しく尊重され、豊かな自己実現が図れる社会環境をつくるためには、人権の尊重が絶対条件であり、「基本的人権」は日本国憲法の中でも侵すことのできない永久の権利として保障されています。

しかし、同和問題をはじめ障害者、女性、外国人などの差別問題や、いじめや不登校、児童虐待、高齢者の疎外などの人権問題等、現実には様々な偏見が、依然として根強く残っています。

憲法に保障された人権の尊重の理念を、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において根づかせていくため、ふれあい・交流や参加・体験を重視した多様な啓発活動や教育活動を推進していく必要があります。

誰もが豊かで安心して暮らせるまちづくりを実現させていくためには、住民一人一人が個人として尊重され、性別に関わりなく能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

しかし、家庭や職場、地域など様々な分野で、いまだに性別による固定的な役割意識が残っており、女性の社会進出と能力発揮を阻害している状況が見受けられます。

今後は、男女平等意識の積極的な普及・啓発を促進するとともに、「城里町男女共同参画基本計画」に基づき、家庭や職場、地域などのあらゆる分野において、男女がともに対等な個人として社会参画できる環境を整備する必要があります。

### 基本方針

障害の有無、国籍、性別、年齢などあらゆる差別がなくなり、すべての人権が尊重される町を目指します。

また、男女が多様な生き方を認め合い、あらゆる分野の活動に平等に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を目指します。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 人権意識の高揚と人権擁護の推進

人権の尊重という普遍的な理念を家庭、地域、学校、職場などあらゆる生活の場に根づかせ、町民誰もが差別されることなく尊厳を持って暮らすことのできる社会環境を創出していくため、人権意識のさらなる高揚と人権擁護を推進します。

《主要な取組》 ■あらゆる機会・場を通じた人権意識の高揚 ■人権に関する講演会の実施

#### (2) 様々な場所での人権教育・啓発活動の展開

国の策定した「人権教育・啓発に関する基本方針」に基づき、学校教育や社会教育における人権教育・啓発に積極的に取り組むとともに、人権教育を効果的に進めるための人材育成を図ります。

《主要な取組》 ■学校教育や社会教育における人権教育・啓発の推進

#### (3) 男女平等意識の醸成

広報紙やホームページなど、あらゆる媒体を活用するとともに、講座や講演会の開催により、男女平等意識の一層の高揚に努めます。

《主要な取組》 ■あらゆる媒体を活用した男女平等意識の啓発 ■講座や講演会の開催

#### (4) 女性の社会参画促進

女性が、あらゆる分野の意思決定過程に参画できるよう積極的に支援します。

《主要な取組》 ■各種審議会・委員会への女性登用の促進 ■女性の就労を支援

#### (5) ワークライフバランスの促進

仕事と家庭生活が両立できる環境整備に向けて、ワークライフバランスに配慮した多様な就業形態の普及を図ります。

《主要な取組》 ■家庭や企業への啓発 ■多様な就業形態に関する情報提供

スタジイ広場



## 第4節 行財政運営の合理化・効率化

### 現況と課題

行政運営においては、実行的な「行政改革大綱」を作成し、町民との協働の視点に立った組織機構のさらなる見直しや、事務事業の簡素化などに継続的に取り組むことが必要です。

さらに、事業、施策の効率性や必要性などを見極め、事務事業の廃止や見直しなどを検討する行政評価制度の活用と定着化を進めていくことが必要です。

また、住民サービスにおいては、地域格差を是正するとともに、本庁と支所のネットワークを強化し、地域格差のない公正なサービスの提供を推進していくことが必要です。

財政状況は、歳入においては人口減少や高齢化等の社会経済情勢の変化の影響を受け、自主財源の要となる町税収入は減少傾向にあり、地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債などの依存財源による歳入構造となっております。一方で、歳出においては、扶助費などの義務的経費や特別会計への繰出金が増加傾向にあり、財政健全化法による指数は改善傾向にあるものの、依然として苦しい財政状況にあります。

このような状況の中で、財源の安定的な確保や歳出の削減合理化を進め、効率的で健全な財政運営に努めていきます。

### 基本方針

増大する行政需要に的確に対応するため、財源の安定的な確保や、限られた財源を有効に活用することが重要であり、「行政改革大綱」の理念に基づき、簡素で効率的・効果的な行政体制を構築するとともに、適切かつ健全な財政運営を進めます。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 行政改革の推進

効率的な行政運営を推進するため、組織機構の見直し、事務事業の簡素・合理化、適正な定員管理や人事管理、人材育成の推進、職員の適性配置など、行政改革に継続的に取り組んでいきます。

また、事務改善などについての職員からの提案制度を実施し、意識改革を図るとともに、事務・事業の改善を図ります。

《主要な取組》 ■行政改革大綱の策定 ■住民投票条例制定の検討 ■職員提案等による事務事業の改善

#### (2) 行政評価制度の活用

事業、施策の効率性や必要性、緊急性などを見極め、事務事業の廃止や見直し、拡大などを検討する行政評価制度の活用と定着を図ります。

《主要な取組》 ■行政評価に基づく事務事業の廃止や見直しの実践

#### (3) 職員の活性化

職員の意欲や能力を重視した適材適所の人材配置に努めるとともに、職員研修の充実などにより、職員の資質や能力向上と活性化を図り、職員一人一人が意欲や能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを行います。

《主要な取組》 ■職員研修の充実 ■適正にあった職員配置

#### (4) 身近な相談窓口の設置

日常的な申請手続きや行政相談等の相談窓口を設置し、敷居の低い行政の雰囲気醸成します。

《主要な取組》 ■住みよい環境づくりのための身近な環境相談

**(5) 地域格差のない公平な住民サービスの推進**

ブロードバンドを活用した行政情報サービスの充実・徹底とともに、本庁と支所のネットワークによる窓口サービスのさらなる効率化を図ります。

地域の基盤整備については、適切な機能配置や耐震化・更新計画等を勘案しながら、必要な施設の段階的整備を推進します。

《主要な取組》 ■インターネットを活用した行政情報サービスの提供

**(6) 効率的な財政運営**

財政の健全化を基本とし、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、効果的な財源配分に取り組み、事業の合理化・効率化・適正化に努め、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

《主要な取組》 ■歳出計画の策定・公表 ■財政計画の策定・公表

**(7) 財源の確保**

町税の適正課税、町税収入等の収納率向上などにより自主財源の確保を図るとともに、国・県の補助制度を積極的に活用します。また、後年度負担に配慮した地方債の活用にも努めます。

交付税措置を活用し、行政の人的・財政的支援を実施します。

《主要な取組》 ■自主財源の確保 ■国・県の補助金等の活用 ■交付税措置の活用

**(8) 計画と予算の連携強化**

事務事業評価による施策の重点化、事務事業の取捨選択など、計画と予算の連携強化を図り、効率的・効果的な事業執行に努めます。

《主要な取組》 ■財政状況・財務情報の公表 ■事務事業評価と予算の連携

**(9) 受益者負担金の適正化**

行政と町民の役割分担等に配慮しつつ、受益者負担の原則と公平な負担を確保するため、社会経済情勢に応じた各使用料、手数料、負担金の適正化を図ります。

《主要な取組》 ■受益者負担の適正化

**(10) 補助金等の整理合理化**

経費に見合った適切な補助額の算定のもと、補助対象経費、補助率等の見直しを図り、行政効果を勘案した補助金の整理・合理化に努めます。

《主要な取組》 ■サンセット方式\*の推進

**(11) 既存公共施設の活用・適正化**

公共施設の適切な把握と長期的な視点からの適正な管理・活用を図ります。

《主要な取組》 ■城里町公共施設等総合管理計画の策定と推進

\*サンセット方式 事業実施時に終期を定める方式

## 第5節 広域行政の推進

### 現況と課題

交通網の発達、情報化の進展などを背景に住民の生活圏や経済圏は行政区域を越えますます拡大し広域化が進んでいます。

また、住民の価値観や生活スタイルも多様化しており、行政需要も複雑、多様化しています。このような状況から、広域的な視点で行政サービスの均質化と地域の一体的な振興を図るためには、町単独での対応だけでは限界があり、周辺自治体との連携・協調の必要性は一段と高まっています。

これまで、地理的、社会的、経済的な結びつきの強い関連自治体と、県央地域首長懇談会を構成し、広域的な行政の推進に努めています。また、広域にわたる行政課題に取り組むため、近隣自治体等と広域的な地域連携事業を推進してきました。

今後は、多様化する住民ニーズに応えるため、これまで形成してきた広域行政の枠組みを十分活かしながら、国・県及び近隣自治体と施策の連携を強化し、広域的な課題の取組や枠組みの検討を進める必要があります。

また、東日本大震災の結果、地域環境力や連携の重要さがあらためて認識されたことから、防災面での災害時の相互援助協定をはじめとした他市町村とのさらなる連携体制の構築が必要です。

### 基本方針

近隣自治体との連携・協調を図り、町域を超えた共通の行政需要に対応します。

また、文化圏や経済圏の拡大を促進するほか、防災面での連携体制を構築するため、地域相互の活性化を図ります。

### 施策の方向と主な取組

#### (1) 広域的な連携の推進

行政区域を越える広域的な課題に効率的に対応するため、関係自治体と連携して、地域課題の解決や施策の効率的な展開を図ります。

また、防災面での災害時相互援助協定などの連携体制の構築するため、他市町村との新たな連携を検討します。

《主要な取組》 ■近隣市町村連携事業の実施 ■他市町村との災害時相互援助協定の締結 ■定住自立圏形成の推進  
■1市3町（笠間市・城里町・益子町・茂木町）による協議会の枠組みを活用した婚活支援体制の強化

#### (2) 行政体制の強化

地方分権の進展などの流れに対応して、行政体制の強化に向けた新たな広域的対応のあり方について検討を進めます。

《主要な取組》 ■近隣市町村長懇話会の実施等

#### (3) 上水道広域化の検討（再掲）

安全な水の安定供給や、非常時のライフラインの確保のため、周辺市町村との上水道の広域的な連携についても検討を進めます。

《主要な取組》 ■近隣自治体との上水道の連携体制の確立

#### (4) ごみ処理場等の広域化推進（再掲）

ごみ、し尿処理体制については、処理施設の効率化・長寿命化や最終処分場確保のため、周辺市町と緊密に連携を取りながらごみ処理施設の再建や広域化等の検討を進めます。

《主要な取組》 ■ごみ処理施設等の再建や広域連携協議の推進

給水の様子





# 資料編

## 1 策定経緯

年月日	内容
平成 26 年 11 月 21 日 (金)	平成 27 年度 第 1 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会 (コミュニティセンター城里サークル室) ・策定基本方針について ・第 1 次城里町総合計画の評価について
11 月 21 日 (金)	平成 27 年度 第 1 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画ワーキング チーム会議 (コミュニティセンター城里サークル室) ・策定基本方針について ・第 1 次城里町総合計画の評価について
11 月 4 日 (火) ～ 11 月 11 日 (火)	職員アンケートの実施 全職員対象 (三役除く) 庁内 LAN を利用して実施
11 月 6 日 (木) ～ 11 月 21 日 (金)	町民アンケートの実施 20 歳以上の全町民から無作為抽出した 200 人を対象として実施 郵送にて配布・回収
平成 27 年 7 月 6 日 (月)	平成 28 年度 第 1 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会 (本庁舎庁議室) ・職員提案による骨子案及び基本構想について
8 月 17 日 (月)	平成 28 年度 第 1 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画審議会 (コミュニティセンター城里研修室) ・委嘱 ・会長及び副会長選任 ・諮問 ・城里町総合計画策定方針、城里町の概況について ・第 2 次城里町総合計画基本構想 (案) について
10 月 1 日 (木)	各課ヒアリング調査の実施①
10 月 2 日 (金)	各課ヒアリング調査の実施②
10 月 9 日 (金)	平成 28 年度 第 2 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会 (本庁舎庁議室) ・第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画基本計画について
11 月 5 日 (木)	平成 28 年度 第 2 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画審議会 (本庁舎 3F 委員会室) ・第 2 次城里町総合計画 前期基本計画 (案) について
11 月 11 日 (水)	平成 28 年度 第 3 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会 (本庁舎庁議室) ・城里町総合計画及び国土利用計画基本計画について
11 月 17 日 (火)	平成 28 年度 第 3 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画審議会 (コミュニティセンター城里研修室) ・第 2 次城里町総合計画 基本構想及び前期基本計画について
平成 28 年 1 月 8 日 (金)	平成 28 年度 第 4 回 第 2 次城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会 (本庁舎庁議室) ・城里町総合計画及び国土利用計画基本計画について

年月日	内容
1月15日(金) ～2月15日(月)	パブリックコメントの実施
2月22日(月)	平成28年度 第4回 第2次城里町総合計画及び国土利用計画審議会 (コミュニティセンター城里研修室) ・パブリックコメントについて ・第2次城里町総合計画答申案について
2月24日(水)	総合計画審議会答申
3月8日(火)	議案提出
3月17日(木)	原案可決



## 2 城里町総合計画策定条例

平成 25 年 12 月 25 日  
条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、城里町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における城里町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第 3 条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、城里町総合計画審議会条例（平成 17 年城里町条例第 116 号）第 1 条に規定する城里町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 4 条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 5 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 城里町総合計画審議会条例

平成17年2月1日  
条例第116号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、城里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、城里町計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 一般町民
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により委嘱し、又は任命された委員は、当該地位又は職を退いたときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

## 4 城里町総合計画審議会条例施行規則

平成 17 年 2 月 1 日

規則第 62 号

改正 平成 26 年 11 月 26 日規則第 10 号

平成 27 年 3 月 30 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、城里町総合計画審議会条例（平成 17 年城里町条例第 116 号。以下「条例」という。）第 3 条の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の資格)

第 2 条 委員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条第 2 項第 1 号委員とは、議会議長、各常任委員長
- (2) 条例第 3 条第 2 項第 2 号の委員とは、農業委員会会長、商工会長、農業協同組合代表、土地改良区代表、教育委員会教育長、社会教育委員議長、森林組合代表
- (3) 条例第 3 条第 2 項第 3 号の委員とは、区長会長、民生委員・児童委員協議会会長、女性会会長、PTA 連絡協議会長及び一般公募による委員若干名

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 4 号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(城里町総合計画審議会条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の城里町総合計画審議会条例施行規則第 2 条の規定は適用せず、改正前の城里町総合計画審議会条例施行規則第 2 条の規定は、なおその効力を有する。

## 5 城里町総合計画審議会委員

選出	氏名	職名	備考
条例第3条第2項第1号 町議会議員	小松崎 三 夫	城里町議会議長	
	杉 山 清	城里町議会総務民生常任委員長	
	桐 原 健 一	城里町議会教育産業常任委員長	
条例第3条第2項第2号 学識経験者	長谷川 毅	城里町農業委員会会長	
	森 田 宏 二	城里町商工会会長	
	岡 崎 一 美	水戸農業協同組合常務理事	
	藺 部 文 明	常陸農業協同組理事	
	江 幡 龍 夫	常北土地改良区理事長	
	高 安 實	那珂川統合土地改良区理事長	
	卜 部 德 也	城里町教育委員会委員長	
	園 部 春 香	城里町社会教育委員会議長	
	皆 川 洋 一	城北森林組合代表	
	片 岡 藏 之	笠間西茨城森林組合代表	
	山 本 幸 子	筑波大学助教	
	小 泉 太	(株)常陽銀行石塚支店長	
	武 藤 由 貴	(株)筑波銀行常北支店長	
条例第3条第2項第3号 一般町民	卜 部 壽	城里町区長会会長	副会長
	園 部 良 夫	城里町民生委員・児童委員協議会会長	
	興 野 芳 恵	常北女性会会長	
	阿久津 宣 子	七会女性会会長	
	小 坏 剛 士	城里町 PTA 連絡協議会会長	
	飯 村 和 平	一般公募	
	鈴 木 利 成	一般公募	
	塙 一 郎	一般公募	
	阿久津 紀 子	一般公募	
	穴 戸 浩	一般公募	
	綿 引 俊 雄	一般公募	
	大 越 福 枝	一般公募	
住 谷 里 子	一般公募		
条例第3条第2項第4号 町の職員	小野瀬 篤 郎	城里町職員	会長

順不同、敬称略

## 6 城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 10 月 1 日

訓令第 7 号

改正 平成 25 年 12 月 5 日訓令第 15 号

(設置)

第 1 条 この訓令は、城里町総合計画及び国土利用計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を調整又は協議するため、城里町総合計画及び国土利用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画策定についての方針に関すること。
- (2) 総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画に関すること。
- (3) 総合計画に係る調査及び総合調整に関すること。
- (4) 国土利用計画に関すること。
- (5) その他総合計画に関する事項

(組織等)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長には副町長、副委員長には企画財政課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は策定委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第 4 条 策定委員会の補助機関としてワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームの会則については、別に定める。

(会議)

第 5 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、企画財政課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年訓令第 15 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

## 別表（第3条関係）

職名
副町長
教育長
企画財政課長
総務課長
税務課長
町民課長
保険課長
健康福祉課長
産業振興課長
都市建設課長
下水道課長
会計管理者兼課長
水道課長
議会事務局長
農業委員会事務局長
教育委員会事務局長

## 城里町総合計画及び国土利用計画策定委員（答申時点）

氏名	職名	備考
小野瀬 篤 郎	副町長	委員長
小 林 孝 志	教育長	
鯉 渕 弘 之	企画財政課長	副委員長
仲 田 不二雄	総務課長	
阿久津 忠 昭	税務課長	
金 長 典 子	町民課長	
大曾根 直 美	保険課長	
山 口 利 春	健康福祉課長	
皆 川 尊 志	産業振興課長	
桧 山 正 春	都市建設課長	
山 崎 秀 樹	下水道課長	
大 貫 忠 男	会計管理者兼課長	
河原井 明	水道課長	
鈴 木 貴 司	議会事務局長	
仲 田 均	農業委員会事務局長	
五 町 義 徳	教育委員会事務局長	

敬称略

7 諮問書

城里企 450 号  
平成 27 年 8 月 17 日

城里町総合計画審議会  
会長 小野瀬 篤郎 様

城里町長 上遠野 修

諮問について

城里町総合計画審議会条例第 2 条に基づき、下記について諮問します。

記

諮問事項

諮問第 1 号 第 2 次城里町総合計画案について

## 8 答申書

平成28年2月24日

城里町長 上遠野 修 様

城里町総合計画審議会  
会長 小野瀬 篤郎

### 第2次城里町総合計画について（答申）

平成27年8月17日付け、城里企第450号をもって、本審議会に諮問がありましたこのことについて、慎重に審議した結果、概ねその内容を妥当なものとして了承し、次の意見を付して答申します。

#### 記

- 1 本計画は城里町のまちづくりにおいて根幹となる計画であることから、計画策定の趣旨及び内容を広く町民に理解してもらえるよう周知に努められたい。
- 2 第2次城里町総合計画と同時に策定する城里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施を通じ効果的な少子高齢化及び人口減少対策を講じられたい。
- 3 厳しい財政状況について町民と共通認識を図るとともに計画的・効率的な財政運営に努められたい。
- 4 本計画の実施にあたり、記載された個々の事業の着実な推進を図るとともに、常に政策効果を見極め、住民意見を反映できるよう不断の見直しを図られたい。

## 9 城里町国土利用計画

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：ha,%)

利用区分	平成 25 年	平成 32 年	平成 37 年	構成比		
				平成 25 年	平成 32 年	平成 37 年
農用地	2,610	2,584	2,557	16.2%	16.0%	15.8%
農地	2,560	2,536	2,510	15.9%	15.7%	15.6%
採草放牧地	50	48	47	0.3%	0.3%	0.3%
森林	9,895	9,949	9,991	61.3%	61.7%	61.9%
国有林	3,953	4,064	4,151	24.5%	25.2%	25.7%
民有林	5,942	5,885	5,840	36.8%	36.5%	36.2%
原野	163	161	161	1.0%	1.0%	1.0%
水面・河川・水路	302	300	300	1.9%	1.9%	1.9%
水面	44	44	44	0.3%	0.3%	0.3%
河川	177	177	177	1.1%	1.1%	1.1%
水路	81	79	79	0.5%	0.5%	0.5%
道路	644	667	683	4.0%	4.1%	4.2%
一般道路	327	350	366	2.0%	2.2%	2.3%
農道	241	241	241	1.5%	1.5%	1.5%
林道	76	76	76	0.5%	0.5%	0.5%
宅地	710	726	736	4.4%	4.5%	4.6%
住宅地	557	563	567	3.5%	3.5%	3.5%
工業用地	37	40	42	0.2%	0.2%	0.3%
その他の宅地	116	123	127	0.7%	0.8%	0.8%
その他	1,813	2,050	2,009	11.2%	12.7%	12.4%
合計	16,137	16,137	16,137	-	-	-
市街地	-	-	-	-	-	-

## 定義等

農地	・農林水産省作物統計面積調査から推計
採草放牧地	・『世界農林業センサス林業調査報告書』の「採草放牧に利用されている面積」
森林	・茨城農林水産統計年報から推計
原野	・『世界農林業センサス林業調査報告書』の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」または国有林に係る部分を除いた面積
水面	・天然湖沼：該当なし ・人造湖：ダム年鑑 ・ため池：町調べ
河川	・河川面積：町調べ ・二級河川、準用河川は該当なし
水路	・過去 10 年間の水路面積の推移から推計
一般道路	・茨城県道路現況調書、町調べ等
農道	・過去 10 年間の農道面積の推移から推計
林道	・『世界農林業センサス林業調査報告書』林業編
宅地	・固定資産の価格等の概要調書
住宅地	・固定資産の価格等の概要調書 ・公営住宅用地面積は前回調査と同様
工業用地	・工業統計調査で必要な調査項目が除外されたため、過去 10 年間の工場敷地面積から推計
その他	・日本自動車研究所やゴルフ場、墓地公園など上記以外



## 第2次城里町総合計画

発行 平成28年3月

発行者 城里町

〒311-4391

茨城県東茨城郡城里町大字石塚 1428-25

Tel : 029-288-3111 Fax : 029-288-3113

URL : <http://www.town.shirosato.lg.jp/>